

「知的財産推進計画2006」に関する意見と要望

平成19年4月

社団法人国立大学協会 教育・研究委員会研究小委員会 報告書

はじめに

平成16年の国立大学の法人化に伴って、それまで直接保有することができなかった知的財産の保有が可能になり、それ以来、国立大学法人は、研究成果の活用の一環として、知的財産の管理、活用を新たな業務として取組んできたところです。この間、政府による支援施策もあり、国立大学は未経験の業務分野に取組み、一定の経験を積み、特許の権利化に関しても成果を上げてまいりました。しかし、国立大学の知的財産業務は緒についたばかりで、今後は知的財産の管理や活用、国際的な展開など、多様な活動に取組む必要があります。また、知的財産の専門家の養成や広く学生一般に対して知的財産について教育することは、今後も大学が担う重要な役割です。

政府は、毎年「知的財産推進計画」によって国としての知的財産戦略を策定し、その中で大学や国立大学の知的財産のあり方に関しても言及しています。これまで国立大学協会としては、業務経験が浅いこともあり、「知的財産推進計画」に対する要望や意見を表明してきませんでした。しかし、法人化以来約3年が経過し、知的財産業務についてもある程度の経験を積んだことから、国立大学の現状を踏まえて、「知的財産推進計画」のあり方について要望を表明することとし、教育・研究委員会研究小委員会において検討してまいりました。その結果、平成19年2月には「知的財産推進計画」のあり方に関する要望書を、国立大学協会として関係機関に提出いたしました。

研究小委員会は、要望書の策定に向けて、国立大学協会会員を対象に意見照会を実施いたしました。意見照会に際してご協力いただいた関係者の皆様にお礼を申し上げます。意見照会の回答中には関係者が共有すべき事項も少なくありません。そこで、「知的財産推進計画」のあり方についての要望書とあわせて、意見照会に対する回答、そのまとめと分析を報告書としてとりまとめることにいたしました。

今回の検討が、国立大学の知的財産業務の現状に対する相互理解の一助となるとともに、新たな「知的財産推進計画」の策定に貢献できることを期待いたします。

平成19年4月13日

国立大学協会 教育・研究委員会

研究小委員会委員長

筑波大学長 岩崎 洋一

目次

はじめに

第1部 要望書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2部 意見照会の結果

2-1 意見照会の経緯と報告書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

2-2 意見照会のまとめと分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2-3 資料

(1) 意見照会票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

(2) 意見照会回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

(参考) 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

第1部 要望書



国大協企画第28号
平成19年2月21日

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

高市早苗 殿

知的財産戦略本部 本部長

安倍晋三 殿

文部科学大臣

伊吹文明 殿

社団法人国立大学協会

会長 相澤益男

「知的財産推進計画 2007」の策定について（要望）

国立大学及び大学共同利用機関は、平成16年4月からの法人化を契機として、そのメリットを活かしながら、各法人における経営戦略の確立や教育研究の活性化、学生支援の充実、産学連携や地域貢献の促進など様々な改革に取り組んでいます。

各法人においては、創造的・先端的な学術研究や我が国の知的財産基盤の中核となる知的財産の活用、人材養成の観点から、「知的財産推進計画」を着実に実施するため、知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系構築等が重要になってくるものと考えます。

そこで、関係各位におかれましては、今後とも、国立大学等における教育研究の充実と改革推進の重要性をご理解いただき、別添の要望に関して格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけについて
長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。
2. 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築について
国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後大きく変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業務の特性に配慮し、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築すること。
また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すること。
3. 知的財産に関する共通課題についてのガイドラインの提示について
学生、ポスドク等の共同研究への参加のルール、リサーチツール、マテリアルトランスファー契約、大学におけるソフトウェアやデータベースなどのコンテンツ分野の知的財産に関する取扱いなど共通課題について、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示すること。
4. 知的財産専門人材の育成・確保について
大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にすること。
また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。
5. 外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保について
外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等の問題が散見されるので、早急に調整し、一貫した知的財産政策の体系を構築すること。

以上

要望事項の説明資料

1. 国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけについて
長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。
2. 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築について
国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業務の特性に配慮し、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築すること。
また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すること。

【事実関係】

(1) 国立大学法人における知的財産業務

国立大学は、平成16年4月に国立大学法人となり、知的財産の保有が可能となると同時に、国立大学法人法第二十二条により「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」が法人の業務として位置づけられることになった。これに伴い各国立大学法人は知的財産業務を本格化し、約3年が経過した。

(2) 知的財産推進計画における大学の知的財産業務の位置づけ

知的財産推進計画2006は、「我が国の研究資源の多くを有する大学等の役割は極めて大きい。各大学等においては、今後、一層本格的に知財活動に取り組み、契約、マネジメントの改善や各種ルールの整備を着実に進めるとともに、件数のみに偏らず質の重視を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用することが必要である。また、国際的にも、活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立することも重要である。」としている。

大学の役割として「基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用すること」が重要であること、大学に知的財産に関わる「活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が重要であることを指摘している。

(3) 大学知的財産本部整備事業

文部科学省は、平成15年度より「特許等知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するため、全学的な知的財産の管理・活用を図る大学知的財産本部を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進する」ために、国公立大学等43機関を対象とする「大学知的財産本部整備事業」を開始した。事業年度は平成19年度までとなっており、その後の支援については未定である。

(4) 大学知的財産本部整備事業の対象とならない国立大学法人における取組み

「大学知的財産本部整備事業」の対象となっていない国立大学法人であっても、独自に大学知的財産本部を設置するなど知的財産業務に取り組んでいる。

(5) 特許料等の優遇措置

産業技術力強化法附則第3条およびTLO法（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律）附則第3条により、国立大学法人が国と同等の特許料等の免除を受けられるのは平成18年度までであり、それ以降の優遇措置は、産業技術力強化法第16条または産業再生法第32条、33条に基づく軽減措置（審査請求料：半額軽減、特許料1～3年分：半額軽減）のみとなる。

【問題点】

(1) 国立大学法人における知的財産業務の特性への配慮の必要性

1) 大学の知的財産の性格と社会的役割

大学は、次代を担う人材の養成と学術研究の推進を基本的な役割としている。知的財産は、大学の研究の成果を社会還元（事業化等）するための手段であり、収益そのものを目的としていない。

また、大学はその本来の役割から、特許の実施者になりえない以上、知的財産により短期的収益を上げることが目的としているわけではない。むしろ、民間では扱にくい、より長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）を創出し、一国の経済活動にとって長期的に必要な技術や標準を提案していくことを通じて、国の経済の持続的発展や競争力に貢献していくことが、国立大学法人における知的財産業務の社会的役割である。このことは、知的財産推進計画でも触れられており、基本認識とすべきである。

2) 大学における知的財産業務の教育的側面

大学は、知的財産に関わる専門的人材の育成のみならず、将来社会で活躍する人材一般に対する知的財産教育も担っている。知的財産マインドを持った社会人の育成は、我が国の知的財産活動の基底を構築するものであり、大学にとっては、このような知的財産教育を通じた社会への貢献も重要な責務である。このような専門的および一般的知的財産教育にとって、大学の知的財産業務は、優れた教育の場、教材としての意味も有している。大学の知的財産業務の教育的役割についても配慮する必要がある。

3) 国立大学法人の知的財産業務の公共的性格

国立大学法人は、国の公共的業務を国に代って実施する法人としての性格を有している。公共性の観点から、国立大学の知的財産業務は、すべての国民、中小企業を含む企業等に対して、知的財産サービスへのアクセスの機会を保障すべきものである。この点から、「大学知的財産本部整備事業」の支援対象となっていない小規模大学、地方大学であっても、財政的圧迫にも関わらず、知的財産業務に取り組んでいるところである。

(2) 知的財産業務の成長段階への配慮の必要性

国立大学法人は法人化以来、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇により、特許の出願等、知的財産の権利化のための業務に取り組み、多数の特許出願を達成するなど実績を上げてきた。この経験によって、法人化以前は経験のなかった知的財産の権利化に関する業務については、一定のノウハウや経験の蓄積ができたところである。

今後は、それらの知的財産の管理のステージ、さらにはライセンスや譲渡等の知的財産の活用ステージに進むことになる。しかしながら、知的財産の管理や運用に関しては、法人化以来の時間が短く、ほとんど経験を積んでいない。知的財産の管理や運用のステージでは、権利化段階以上に複雑で多岐にわたる課題に取り組まなければならない、権利化段階とは異なる、広範な能力や人材が必要となると考えられるが、その手当はほとんどできていない。

権利化に関しても、今後は国際特許の取得が拡大すると思われるが、このための業務に関しても経験が乏しいのが現実である。

「知的財産推進計画」が指摘するように、大学にとっては、知的財産に関わる「活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が必要とされる段階にある。

このような状況の下で、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇が廃止されれば、大学における知的財産業務の一層のコスト上昇のため、知的財産業務は著しく後退するか、短期的にコストを回収しやすい知的財産（研究開発下請機関化し、譲渡しやすい特許を優先する等）へ傾斜していくおそれがある。このような事態は、大学の知的財産業務の本来の目的、大学に期待される社会的機能に反するだけでなく、国全体の知的財産戦略にとっても望ましいものとはならない。

【要望内容】

- (1) 長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。

国立大学が、有意義な知的財産を創出し続けることを通じて、我が国の知的財産戦略の推進に今後いっそう貢献し、ひいては我が国経済の持続的発展に貢献していくためには、国立大学を知的財産創出の重要な拠点であることを明確に位置づける必要がある。そのために、国立大学の特性や社会的役割を踏まえて、知的財産推進計画等において国立大学の役割を明確化する必要がある。

もちろん、国立大学における知的財産および知的財産業務の意味や位置づけについては、国立大学自身が率先してビジョンを示し、関係者がそれを共有化していく責任があるが、知的財産推進計画の策定に際しては、関係者の意見も取り入れて、国立大学の役割を明確に示していただきたい。

- (2) 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系を構築すること。

国立大学の知的財産業務が法人化を契機として開始された新しい業務であり、経験が十分でなく、その質的、量的内容が今後も大きく変動する蓋然性が高く、さらに多面的に展開していくべき状況にあること、国立大学の知的財産業務が短期的収益を目的とする活動ではなく、人材育成を含む長期的視点に立つ活動であること等に配慮し、今後も一定の財政的支援、誘導施策を継続することが必要である。

ただし、国立大学法人の公共的性格に配慮し、従来のような一部の大学のみに対する支援が妥当であるか、業務の多様化を踏まえれば、すべての業務を内生化することが合理的か、等々、今日の状況を踏まえて、施策のあり方を検討する必要がある。とくに、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮が必要である。

国際特許関連業務や知的財産権の管理、運用におけるリスク管理等の今後重要性を増す業務については、そのあり方を検討し、財政的支援や誘導施策の体系を構築する必要がある。例えば、ガイドラインやプロトタイプの設定、情報の共有化による業務の効率化、複数大学による業務の共同化、国もしくは関連機関による一元的支援体制の構築等について検討すべきである。

また、財政的支援については、知的財産業務が国立大学法人の固有の業務であることから、また長期的な財政的安定性を確保するためには、国が運営費交付金を通じて支援することが望ましいという考え方もありうる。しかし、国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性に配慮すれば、現段階で財政的支援の望ましい水準を定めることは困難である。過渡的状況下で、状況の変化に柔軟に対応し、望ましい方向に誘導するためには、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、運営費交付金とは別枠で、明示的に知的財産業務を支援していくことが望ましいと思われる。

ただし、従来の施策をそのまま延長するのではなく、状況に応じた総合的な施策の体系が構築されることを期待するものである。そこでは、公私立大学や独立行政法人研究機関への配慮とバランスの視点も含まれるべきである。

3. 知的財産に関する共通的課題についてのガイドラインの提示について

学生、ポスドク等の共同研究への参加のルール、リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約、大学におけるソフトウェアやデータベースなどのコンテンツ分野の知的財産に関する取扱いなど共通的課題について、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示すること。

【事実関係】

これまで知的財産推進計画等において検討すべき課題とされながら、明確に結論を提示することが困難であるため、結論に至っていない共通的課題が以下のとおり存在している。

1) 学生、ポスドク等の扱い

学生、ポスドク等の共同研究への参加（とくに雇用関係がない場合の扱いについて）のルールが不明確。とくに、学生の就職活動への影響等、学生としての権利との調整をいかに図るかは教育的観点からも重要な課題となっている。

2) リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等

「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」（文部科学省、平成14年7月31日）、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（総合科学技術会議、平成18年5月23日）等で方向性は示されているが、いまだ明確でない。このため、学術研究の推進を阻害しかねないとの懸念がある。

3) 研究者、学生の異動に対する考え方

すでに、有体物（マテリアル・トランスファー）に関しては「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」（文部科学省、平成14年7月31日）で、基本的な指針は提示されているが、実際の運用においては不確定な要素が多い。例えば、厳密に適用しようとすると、学術研究の円滑な推進を阻害しかねない。また、契約等で対応する場合にも、知的財産に相当する内容を明確に定めることが困難な場合も少なくない。

なお、学生が大学院進学やポスドクとなって異動する場合も少なくないが、このような場合については明確に規定されていない。

4) 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン

大学は、e-Learning、博物館をはじめとして、大量の学術コンテンツを保有し、また創出し続けている。これらの資産を活用するとともに、流通を促進することは大学のみならず社会全体にとっても重要な課題である。しかし、コンテンツ分野に関しては、従来の知的財産業務ではほとんど扱うことがなく、経験がない。権利保護と流通のためのガイドラインを定めて、各大学がコンテンツ分野の知的財産業務を円滑に進められるようにすることが望まれる。

また、プログラムやデータベース等のソフトウェア分野についても、従来の知的財産業務では対応しきれない問題を抱えており、一定のガイドラインの策定が望まれる。

5) 不実施補償と共有特許（特許法73条）の関係について

最近、共有特許に関する規定（特許法73条）を根拠に不実施補償を拒否するケースがしばしばみられる。大学の立場からは知的財産の有効利用の観点から、不実施補償を要求すべきところではあるが、民間企業の知的財産管理の立場からは、不実施補償が必ずしも現実的でない場合があることも事実である。そのため、不実施補償の扱いについては明確な結論が得られていない状況にある。

大学の共同研究手続、知的財産管理の円滑な運用のためには、原則論ではなく、現実的な対応方法を模索し、それをガイドラインとして提示していくことが期待される。その際、不実施補償に代えて、間接費の一定率の上乗せも一つの選択肢である。

6) 外為法による制約（軍事転用可能技術の輸出規制）

外為法（外国為替及び外国貿易法）による軍事転用可能技術の輸出規制の問題は、安全保障

問題であり、これまでの知財推進計画では扱われてこなかったが、知的財産政策との関連で論点となりうる。

留学生や外国人研究者の場合、日本滞在6ヶ月までは大学内での活動に制約がかかりかねない状況にあり、大学としては判断が難しい問題となっている。どこまで厳密に判断するのか、対象となる情報や資料等の範囲はどこまでか、など大学の教育研究活動に即した明確なガイドラインが必要である。

7) 国際産学連携等における知的財産管理のあり方

前項に限らず、国際産学連携の推進や外国人研究者の登用、留学生の研究活動への参加等の際には、大学の知的財産管理や国の知的財産政策の観点から、調整、整理すべき課題が少なからず存在している。国際産学連携等の円滑な推進のためには、適切なガイドラインが必要である。

8) 大学知的財産本部とTLOとの関係の整理について

大学知的財産本部とTLOとの関係は、大学ごと、TLOごとにその成立の経緯や活動実態に差があるので、一律の整理方針を示すのではなく、個別の事情に配慮することが必要である。

【問題点】

いずれも、明確な結論を出しにくい問題であり、契約の中で個別に対応していくことが現実的である。しかし、現場での手続きの煩雑さ等の現実的困難のみならず、衡平性や教育的配慮等の観点からも、個別契約での対応には限界もある。ガイドラインを設定し、誘導していくことが現実的である。

【要望内容】

これまで知的財産推進計画等において検討すべき課題とされながら、明確に結論を提示することが困難であるため、結論に至っていない共通の課題として以下のようなものがある。

- 1) 学生、ポスドク等の扱い
- 2) リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等
- 3) 研究者、学生の異動に対する考え方
- 4) 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン
- 5) 不実施補償と共有特許（特許法73条）の関係について
- 6) 外為法による制約（軍事転用可能技術の輸出規制）
- 7) 国際産学連携等における知的財産管理のあり方

これらは、大学の知的財産業務のみならず、教育研究活動にも多大な影響を及ぼしうる事項である。個別に対応していくことには手続き的困難のみならず本質的問題もあるので、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示することが期待される。

4. 知的財産専門人材の育成・確保について

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にすること。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。

【事実関係】

知的財産分野の専門人材の育成に対する社会の期待は非常に大きい。大学でも、一般的な知的財産教育のみならず、一部の大学では大学院等を整備し、知的財産に関わる専門人材の育成を目指した取り組みをしているところである。

【問題点】

- ・教育内容等が真に社会が求めているものと合致しているかを検証してさらに発展させる必要がある。
- ・知的財産分野の専門人材の養成が急速に展開されているが、一方で輩出した人材の活用の場やキャリアパスが不透明で、供給過剰に陥るのではないかとこの危惧も生じている。
- ・知的財産分野の専門人材の育成の量的、質的なあるべき姿を模索することは、もっぱら大学が責任を持つべき課題ではあるが、適切な対応のためには、産学官の対話を通じて育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、大学の人材育成へフィードバックしていくことが必要である。
- ・国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野の知的財産活動などは、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、このような、特に専門性、特殊性を必要とする分野に関する知的財産専門人材の育成・確保について、大学独自の取り組みは十分でない。
- ・また、すでに現場で活躍する知的財産分野の専門家が大学における知的財産教育に参画する形で、相互乗り入れが実現しているが、社会全体の知的財産リテラシーの向上のためには、地方大学や小規模大学を含め、できるだけ多くの大学における一般的な知的財産教育や専門人材の育成に、現場で活躍する知的財産分野の専門家が参画することが必要である。

【要望内容】

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、それを教育現場へフィードバックすることが期待される。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うことが期待される。

5. 外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保について

外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等の問題が散見されるので、早急に調整し、一貫した知的財産政策の体系を構築すること。

【事実関係】

政府の外部研究資金制度の間には、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性を欠く場合がある。例えば、

- 1) 一部の研究資金制度では、研究成果が権利化され、収益が発生した場合に収益を国庫に納付することを義務づけている。
- 2) 研究成果の権利化（特許出願等）の費用を研究費から充当することを認めている場合はわずかであり、ほとんどはその費用を認めていない。認めている場合でも、事業終了後の権利化費用は認めていない。
- 3) 知的財産権関係のみならず、外部研究資金の申請書類等の様式が制度によって異なっており、書類作成が煩雑であるばかりでなく、知的財産の観点から申請書類等の内容確認をする上でも煩雑となっている。
- 4) 政府の委託研究資金を大学が再委託で受託した場合、再委託とはいえ大学が実質的に受託者となっている場合も少なくない。日本版パイドール条項（産業活力再生特別措置法第30条）の観点からは、再委託の場合であっても研究活動から生じた知的財産権は大学帰属とし、その活用を図る方が合理的だとも考えられるが、必ずしもその趣旨が徹底していない。

【問題点】

政府の外部研究資金が拡大する中で、大学は知的財産の取扱いを含む研究管理業務の充実に努めているところである。しかし、政府の外部研究資金制度のあいだで、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等における不一致が多々みられる。この場合、事務手続き等が煩雑になるというだけでなく、同じような活動であってもある外部研究資金では許され、別の外部研究資金では許されないといった事態が生じるため現場の混乱を招き、さらには不適切な研究費処理にもつながりかねない危険性も孕んでいる。研究を実施する観点からは、知的財産に関わる事項はもちろんであるが、それ以外の事項についても、一貫した扱いが望まれる。

また、複雑性への対処のコストをもっぱら研究実施側が負担するより、国全体の研究資金の有効利用の観点からも、外部研究資金の供給側がルールの統一、整合化を図る方が合理的である。

【要望内容】

政府の外部研究資金制度には、以下のような省庁間の不整合、知的財産政策との一貫性の欠如等の問題がある。

例)

- 1) 研究成果が権利化され、収益が発生した場合の扱い
- 2) 研究成果の権利化の費用の扱い
- 3) 申請書類等の様式が資金制度によって異なっていること
- 4) 再委託の場合の知的財産権の帰属

外部研究資金制度が拡大する中では、知的財産の取扱いに限らず、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等、ルール全般について、制度間で統一、整合化を図ることが望まれる。このことを通じて、政府として一貫した知的財産政策の体系を構築することを期待する。

第2部 意見照会の結果

2-1 意見照会の経緯と報告書の構成

(1) 意見照会の経緯

平成18年6月8日に知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2006」を策定した。本推進計画については、2006年度は第2期の初年度として重要な年として位置付けられ、知的財産の活用、人材育成等の具体的施策ごとに担当府省において取り組んでいくこととなっている。研究小委員会では、知的財産問題が国立大学にとっても積極的に取り組むべき課題であると認識し、国立大学協会として本推進計画2006の見直しにあたり盛り込むべき事項等について、関係機関に意見を提出していく方針を決定した。そこで、以下の日程で検討の上、平成19年2月21日、国立大学協会として関係機関に要望書を提出した。

平成18年 9月 8日 第2回研究小委員会

「知的財産推進計画2006」の見直しに際して関係機関に意見を提出すること、そのため会員に意見照会をすること、意見照会の実施及び結果の整理と要望原案の作成を小林信一専門委員（筑波大学教授）が担当して進めることを決定。

平成18年 9月26日 意見照会開始

平成18年10月20日 意見照会、回答締切

平成19年 1月30日 第3回研究小委員会

「知的財産推進計画2006」の見直しに関する要望書の原案について検討し、一部修正すること、後日字句を確定し、メール審議にて各委員の了承を得ることを決定。

平成19年 1月31日 メール審議（2月2日まで）

平成19年 2月 7日 教育・研究委員会にて要望書の承認

平成19年 2月21日 理事会にて、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、知的財産戦略本部本部長、文部科学大臣宛の要望書の承認
教育・研究委員会平野真一委員長、岩崎洋一副委員長（研究小委員会委員長）により、関係機関に要望書を手交の上、要望内容を説明し、理解と協力を求める。

平成19年 4月13日 報告書（案）について検討

(2) 報告書の構成

第1部に、理事会で承認された「要望書の鑑」、「要望書」、「(別紙) 要望事項の説明資料」を収録した。

第2部には、意見照会の経緯、「意見照会のまとめと分析」のほか、資料として、意

見照会票及び各大学からの意見照会に対する回答を整理して収録した。「意見照会のまとめと分析」については、意見照会の回答に加えて、国立大学の知的財産業務関係者への聞き取り等を踏まえ、とりまとめたものである。なお、要望書等の確定、関連する状況の変化等を踏まえて、内容を加筆修正の上、最終版とした。「要望書」、「(別紙)要望事項の説明資料」は、「意見照会のまとめと分析」を基礎として、関係機関に要望すべき事項を抽出、整理したものである。「意見照会のまとめと分析」では、政府に要望すべき事項に限らず、指摘のあった問題の整理、分析をした。

2-2 意見照会のまとめと分析

第2部では、前頁までの「意見照会の経緯」、本頁からの「意見照会のまとめと分析」のほか、2-3として「意見照会票」及び各大学からの「意見照会回答」を掲載している。

以下の報告は、各大学から指摘のあった事項（2-3を参照）を整理するとともに、関連する問題点の抽出、背景となる事項の整理を行い、それらを踏まえて改善すべき課題等を指摘するものである。この中から、政府に要望すべき事項を抽出してまとめたものが、第1部で先にご覧いただいている「要望書」、「(別紙)要望事項の説明資料」である。

なお、意見照会票の性格上、明確に記述されていない事項もあったが、これらについては、国立大学の知的財産業務等関係者に聞き取りを実施して補った。そのため、回答にない事項も含まれている。

1. 国立大学における知的財産業務の問題点

【指摘された事項とその説明】

①優遇措置、補助事業の廃止

・大学知的財産本部整備事業

文部科学省は、平成15年度より「特許等知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するため、全学的な知的財産の管理・活用を図る大学知的財産本部を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進する」ために、国公私立大学等43機関を対象とする「大学知的財産本部整備事業」を開始した。事業年度は平成19年度までとなっており、その後の支援については未定である。

そのため、その後の体制づくり、事業計画、資金計画に困難をきたしている。事業が廃止された場合には、とくに、知的財産業務の専門人材を確保するための財源確保が困難になる見通しである。

・TLO法等による優遇措置

産業技術力強化法附則第3条およびTLO法（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律）附則第3条により、国立大学法人が国と同等の特許料等の免除を受けられるのは平成18年度までであり、それ以降の優遇措置は、産業技術力強化法第16条または産業再生法第32条、33条に基づく軽減措置（審査請求料：半額軽減、特許料1～3年分：半額軽減）のみとなる（公設試等と同水準）。このため、今後は負担が急増する見込みである。

ただし、海外特許については、現在も減免措置のない状況下で対応している。また、出願人に大学院生が含まれる場合は減免措置の対象とならないという問題もある。

②大学間の格差の存在

知的財産業務は、小規模大学であっても取組まなければならない業務である。大規模国立大学と小規模大学では、財政的、人的な基盤的条件が異なるが、「大学知的財産本部整備事業」の支援が受けられない小規模大学であっても、自己の資源を充当して知的財産本部を設置するなど、知的財産業務に取り組んでいる。そのため、小規模大学では知的財産業務のコストが相対的に大きな負担となっている。

③知的財産専門人材の不足

・知的財産専門人材の確保・処遇、能力開発

外部から知的財産専門人材を迎えるための財源が不十分である。内部人材で対応するために人材育成をしようとしても、ポストの余裕がない、専門的人材のための処遇体系がない、キャリアパスが不明確といった原因のために困難が伴う。とくに小規模大学では、大学全体の職員数に余裕がないため、知的財産業務のための人材を処遇するためのポスト確保が困難である。

・リスク管理人材の不足

これまでの知的財産業務のほとんどは特許出願ステージの業務であったが、今後の知的財産業務では、知的財産の管理や運用の比重が増えていくと思われる。知的財産の管理や運用においては、対外的交渉や訴訟などのリスク管理が必要になるが、そのための人材は現段階ではほとんど確保できていない。

④国立大学法人会計と知的財産業務

・ライセンス収入の扱いの問題点

ライセンス収入や民間からの受託研究や共同研究の間接費は、会計上、法人としての収入として扱われる。知的財産業務の担当者の中には、これらの収益を将来の知的財産業務のための資源として位置づけ、活用したいと期待する関係者もいる。ライセンス収入についても複数年度の受託研究費等の研究経費のように自動繰越できる仕組みを期待する声もある。

ライセンス収入は、知的財産業務の経営努力の結果として生じた利益と考えられる。しかし、知的財産業務は大学の本来業務であり、受託研究等のような特定の債務を伴う業務ではないため、法人全体の損益の中で処理され、全体として利

益が残れば目的積立金などの形で実質的に繰り越すことになる（ただし、この場合も文部科学大臣の承認が必要である）。複数年度にわたる受託研究費等が法人にとっての債務であると位置づけられ、繰越可能になっているのとは、会計上の扱いが本質的に異なっている。

このため、知的財産業務の担当者の立場に立てば、知的財産業務の努力の結果としての収益であるにもかかわらず、大学本部に吸い上げられるという感覚になりがちである。関係者が、知的財産業務のための資源を長期的に確保することが保証されないのならば、単年度で使い切る方が得策だと判断しても不思議ではない。この問題は、ライセンス収入が小さい段階では、知的財産業務のコストが大学の大幅な持ち出しとなっているので、ライセンス収入はわずかばかりの収支改善効果を有するにすぎず、実質的には問題とならない。しかし、ライセンス収入が大きくなった場合には、それを将来の知的財産業務に活用したいと関係者が考えることは、自然なことでもある。

しかし、問題は会計制度にあるのではなく、各大学の法人としての知的財産ポリシーやそのための資源配分の方針の明確化にあると思われる。現在の国立大学法人の会計の原則にしたがう限りは、会計上は、ライセンス収入や民間からの受託研究や共同研究の間接費は、法人としての収益として扱わざるをえない。しかし、法人としての知的財産ポリシーが明確で、そのための資源配分についても一定の長期的方針を明確にしておくことで、知的財産業務の長期的基盤は確保しうるし、ライセンス収入を知的財産業務へ実質的に還元することは可能である。

⑤知的財産本部とTLOの関係整理、統合問題

・個別の事情への配慮が必要

知的財産本部とTLOの関係整理あるいは統合に関しては、各大学はそれぞれ事情が異なることから、大学ごとに柔軟に対応することを望んでいる。この件に関しては、すでに経済産業省を中心に議論され、画一的な対処を求めることはしない方向が示される見込みであるので、要望事項とする必要性は低い。ただし、現段階では、まだ未確定であるので、指摘しておくことが妥当である。

・統合・吸収の際の問題点

TLOを統合もしくは吸収する場合には、TLOを解散して、権利（資産）を評価の上で買い取るなどの措置が必要になる。大学として出資をする場合でも、TLOの保有する資産を評価しなければならない。もし資産が大きい場合には、買い取り費用等の財源の確保が問題となる。大規模で潤沢な資金がある場合はよいとしても、資金が十分でない大学の場合には、財源確保が困難になる。

また、資産が高く評価された場合には、TLOに出資をしている教員などが莫

大な利益を得ることになるが、それが利益相反などの観点から問題にならないか、社会的に許容されるか、といった問題も吟味されなければならない。逆に、赤字 TLO を処分する場合、国立大学法人を含む出資者の損失をどう処理するかという問題に直面することになる。各大学で十分な事前の検討が求められる。

⑥コンテンツ分野の問題

・ e-learning 等における権利関係が不明確

現在、少なからぬ大学で e-learning の導入または導入へ向けた準備が進められている。また大学は、博物館資料をはじめとして、学術コンテンツを大量に保有している。これらの資産を電子的手段で活用するとともに、流通を促進することは大学のみならず社会全体にとっても重要な課題である。

しかし、コンテンツ分野に関しては、従来の知的財産業務ではほとんど扱うことがなく、大学にとっては、ほとんど経験のない分野である。そのため、どのように対処すべきか、どのような問題が存在しているのか、等について十分に理解されていない段階にある。そのため、各大学での取組みは当然のこと、社会全体としても、権利保護と流通のためのガイドラインを定めて、各大学がコンテンツの創出と知的財産管理を円滑に進められるよう基盤を整備することが望まれる。

例えば、e-learning や電子ミュージアムなどを積極展開しようとする立場からは、権利保護は必須である。また、優れたコンテンツを大学間で流通させ、共用することのメリットは大きいですが、そのためには権利関係を明確にした上で、無償もしくは安価に提供する仕組みを整備する必要がある。権利保護と流通のためのガイドラインを定めて、各大学がコンテンツ分野の知的財産業務を円滑に進められるようにすることが望まれる。

また、すぐれたコンテンツを大量に保有する大学が、それらを電子化するためには、膨大な時間とコストが必要になる。その加速のためには何らかの対応が必要になると思われる。

・ ソフトウェア資産（プログラム等）の活用のための施策、支援

プログラム、データベース、デジタル・コンテンツ、ノウハウ、意匠、回路配置等（ソフトウェア資産と呼ぶ）に関しては、法律上、著作権等の権利はそれらを創作した個人に帰属することになっている。したがって、その管理や活用も個人の責任で行われることになる。

多くの大学は、産業利用の可能性が高いソフトウェア資産等に関する権利については、法人に譲渡することができると規程しているが、対象範囲が広いため、取り扱いが明確に定まっていない部分も残されている。また、発明の場合はその開示が義務であるのに対して、ソフトウェア資産は任意の申出であるため、企業

等への移転の取扱いは個人任せであり、有効な活用の保証はない。そればかりか、創作者と企業の関係が不透明になるのではないかとの懸念も指摘されている。

ソフトウェア資産の有効活用への期待は大きいですが、従来の知的財産業務では対応しきれない問題を抱えており、一定のガイドラインの策定が望まれる。

【問題点に関する分析】

①国立大学における知的財産および知的財産業務の意味

国立大学における知的財産および知的財産業務の意味や役割を明確化し、それに基づく支援体制の構築が必要である。

(1) 大学の知的財産の性格と社会的役割

大学は、次代を担う人材の養成と学術研究の推進を基本的な役割としている。知的財産は、大学の研究の成果を社会還元するための手段であり、収益そのものを目的としていない。例えば、大学が開発するリサーチツール等の中には、オープンにすべきものも少なくない。一方で、知的財産推進計画に関して、関係者のあいだで、知的財産の権利化の側面が強く受け止められる傾向が存在していることも否めない。また、各種の評価においても、特許出願件数や収益の多寡を競わせる雰囲気があることも否定しがたい。

大学はその本来的役割から、特許の実施者になりえない以上、知的財産により短期的収益を上げることが目的としているわけではない。むしろ、民間では扱いにくい、より長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）を創出し、一国の経済活動にとって長期的に必要な技術や標準を提案していくことを通じて、国の経済の持続的発展や競争力の向上に貢献していくことが、国立大学法人における知的財産業務の社会的役割である。関係者はこのことを基本認識とすべきである。

このことはまた、「知的財産推進計画2006」の「我が国の研究資源の多くを有する大学等の役割は極めて大きい。各大学等においては、今後、一層本格的に知財活動に取り組み、契約、マネジメントの改善や各種ルールの整備を着実に進めるとともに、件数のみに偏らず質の重視を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用することが必要である。」との指摘とも合致するものである。

このような知的財産業務は、その業務サイクルが長くなる傾向があるので、その体制作りや支援についても、長期的視点が必要である。このような観点からも、「知的財産推進計画2006」が指摘するように、大学にとっては、知的財産に関わる「活動の中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が依然として必要である。

(2) 大学における知的財産業務の教育的側面

大学は、知的財産に関わる専門的人材の育成のみならず、将来社会で活躍する人材一般に対する知的財産教育も担っている。知的財産マインドを持った社会人の育成は、我が国の知的財産活動の基底を構築するものであり、大学にとっては、このような知的財産教育を通じた社会への貢献も重要な責務である。このため、多くの国立大学が何らかの形で知的財産教育を実施しているが、今後とも一層の浸透を目指す必要がある。

このような専門的および一般的知的財産教育にとって、大学の知的財産業務は優れた教育の場、教材としての意味も有している。大学の知的財産業務の教育的役割についても配慮する必要がある。

(3) 国立大学法人の知的財産業務の公共的責務

国立大学法人は、国の公共的業務を国に代って実施する法人としての性格を有している。公共性の観点から、国立大学の知的財産業務は、すべての国民、中小企業を含むすべての企業等に対して、知的財産サービスへのアクセスの機会を保証すべきものである。この点から、「大学知的財産本部整備事業」の支援対象となっていない小規模大学、地方大学であっても、財政的圧迫にも関わらず、知的財産業務に取り組んでいるところである。

大学側としては、外部業務委託の推進や複数大学による業務の共同化や情報共有の体制を整備するなどの効率化のための工夫が必要である。一方、国立大学の知的財産活動に対する財政的支援に際しては、活動の規模が大きく、支援効率の良い大学のみを対象とするのではなく、知的財産本部の体制が現在脆弱な小規模大学、地方大学を含むすべての国立大学の知的財産業務を円滑に運営していくことを総合的に支援することが必要である。

国としても、大学の共同的取組みに対する支援や国もしくは関連機関（科学技術振興機構等）による一元的支援体制の構築等についても視野に入れて、支援体制のあり方を検討することが望まれる。

(4) 私立大学、独法研究機関等とのバランス

一方で、国立大学の自助努力を求める圧力や国立大学と私立大学のイコールフットィングを求める声もある。国の支援施策の構築にあたっては、国立大学の役割と位置づけ、私立大学を含む大学としての役割と位置づけ、国公立の試験研究機関を含む公的研究機関としての役割と位置づけを明確にし、適切な支援施策の体系を整備することが望まれる。さらに法制度等に関しては、民間企業とのバランスにも配慮することが必要である。

②知的財産業務における量から質への転換

国立大学は、平成16年4月に国立大学法人となり、知的財産の保有が可能となると同時に、国立大学法人法第二十二条により「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」が法人の業務として位置づけられることになった。国立大学は法人化以来、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇により、特許の出願等、知的財産の権利化のための業務に取り組み、多数の特許出願を達成するなど実績を上げ、約3年が経過したところである。しかし、十分な経験がないために以下のような問題を抱えている。

(1) 知的財産業務の成長段階への配慮の必要性

国立大学法人は、法人化以前は経験のなかった知的財産の権利化に関する業務については、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇の支援もあり、一定のノウハウや経験の蓄積ができたところである。今後は、それらの知的財産管理のステージ、さらにはライセンスや譲渡等の知的財産活用のステージに進むことになる。

国立大学関係者も、知的財産業務における量から質への転換は必至であると判断している。これまでは、知的財産の権利化のステージにあったため、ややもすると多数の特許出願を目指す傾向があったが、知的財産の管理や運用のステージでは、各種の訴訟リスクへの対応など、権利化段階以上に複雑で多岐にわたる課題に取り組まなければならない。

しかしながら、知的財産の管理や運用に関しては、法人化以来の時間が短く、ほとんど経験を積んでいない。このため、権利化段階とは異なる、広範な能力や人材が必要となると考えられるが、その手当はほとんどできていない。

知的財産の権利化業務に関しても、今後は国際特許の取得が拡大すると思われるが、このための業務に関しても経験が乏しいのが現実である。

このような状況の下で、「大学知的財産本部整備事業」等の支援が縮小、廃止されれば、大学における知的財産業務の一層のコスト上昇のため、知的財産業務は著しく後退するか、短期的にコストを回収しやすい知的財産（研究開発下請機関化し、譲渡しやすい特許を優先する等）へ傾斜していくおそれがある。このような事態は、大学の知的財産業務の本来の目的、大学に期待される社会的機能に反するだけでなく、国全体の知的財産戦略にとっても望ましいものとはならない。

「知的財産推進計画」が指摘するように、大学にとっては、知的財産に関わる「活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が依然として求められる段階にある。もちろん、知的財産業務の体制と運用の構築の責任は、第

一に大学自身が負うべきであるが、十分な経験がない段階では、何らかの公的支援が必要である。なお、一定の支援施策が実施されるとしても、単純に量を誘導するような施策は好ましくない。知的財産業務がさらに発展できるように、成長段階に配慮し、質的充実を目指す柔軟な支援と評価が望まれる。

(2) 知的財産業務のための財源のあり方

知的財産業務は「大学知的財産本部整備事業」によって財政的に支援されてきたが、現在でも運営費交付金や自己資金によって賄われている部分も少なくない。国が国立大学の知的財産業務を支援する場合に、運営費交付金を通じて支援すべきか、「大学知的財産本部整備事業」等のように別枠で支援すべきかは、検討すべき課題である。

知的財産業務が国立大学法人の固有の業務であることから、また長期的な財政的安定性を確保するためには、国が運営費交付金を通じて支援することが望ましいという考え方もありうる。しかし、国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性に鑑みれば、各大学が知的財産業務への資源配分の規模を決めるにも、あるいは国が運営費交付金に含めるべき知的財産業務への財政支援規模を見積もるにも、大きい困難が存在する。

知的財産業務が定常化した場合はともかく、過渡的な状況の変化に柔軟に対応し、望ましい方向に誘導するためには、従来の「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、運営費交付金とは別枠で、明示的に知的財産業務を支援していくことが望ましいと思われる。

(3) 特許料等の優遇措置の問題

国立大学の知的財産業務に対する支援のうち、産業技術力強化法附則第3条およびTLO法（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律）附則第3条による支援に関しては、国立大学法人が国と同等の特許料等の免除を受けられるのは平成18年度までであり、それ以降の優遇措置は、産業技術力強化法第16条または産業再生法第32条、33条に基づく軽減措置（審査請求料：半額軽減、特許料1～3年分：半額軽減）のみとなる。この問題については、優遇措置の延長を望む声が少なからず存在している。

しかし、以下のような点に配慮する必要がある。すなわち、

- ・ 現実問題として、平成19年3月末で廃止されるため、要望のタイミングが適切でない
- ・ 現在でも、国際特許に関しては、特段の優遇措置はない

- ・現在の優遇措置においても、学生やポスドクが発明に参加した場合には減免措置の対象とならない（この点に関しては総合科学技術会議等で検討され、軽減措置の対象となるように、産業技術力強化法を改正する見通し）
- ・国立大学と私立大学のあいだのイコールフットイングの圧力が存在する

さらに、国立大学の知的財産業務が今後、質的充実へ向かう上では、いずれ優遇措置のみに頼った業務のあり方は見直されることになると思われる。このような状況を踏まえれば、特許料等の優遇措置を国に要望するよりも、上述のように国の知財戦略における国立大学の役割、私立を含む大学セクターとしての役割、公的研究機関としての役割を明確化する中で、支援施策の総合的体系の中で適切に措置されることを要望することが望ましいと思われる。

③専門的職員の養成・確保、教職員の啓発

知的財産業務を担う人材の確保はどの大学にとっても重要な課題である。法人化以前は、知的財産業務は存在していなかったため、新規に知的財産業務の担当者確保しなければならないが、財政的制約、人件費の制約から、新規にポストを確保し、専任のスタッフを育成することは困難であることが多い。そのため、「大学知的財産本部整備事業」その他の支援による定員外の雇用やパートタイムのスタッフの雇用によって対応しているのが現状である。

たとえば、専任スタッフの雇用、育成を図るとしても、知的財産業務の扱うべき内容の流動的状況から、現段階で必要な職能を固定化することは困難であるという事情もある。そのため、アウトソーシング等も進めているが、一般の教職員の啓発、既存の知財業務担当職員の能力開発への期待が大きい。

知的財産業務が今後一層本格化すれば、専任スタッフの確保が必須であるが、そのためには財政基盤を確保することが根本的条件になる。過渡的には、現在実施されているような支援施策の継続により、人員確保を図るのが現実的である。

しかし、小規模大学等の知的財産業務の財政基盤が脆弱な大学の事情を配慮すれば、知的財産業務のうち共通性の大きい業務については、複数大学による業務の共同実施体制の整備（シェアード・サービス・センターの設置）、国立大学の実情に適合した委託先を育成、確保した上でのアウトソーシングの推進、専門性の高い業務に関しては、科学技術振興機構等の公的機関による業務代行など、総合的な支援体制のあり方を検討していくべきである。

とくに、国際的な知的財産管理、運営等の、個々の大学では取扱い件数が少ないにもかかわらず、高い専門性を必要とするような業務に関しては、すべての大学が個別に対処することは、コストの点からも、人材確保の点からも現実的でない。このような業務については、科学技術振興機構等の公的機関による業務代行

などの措置が望まれる。

なお、このことと関連して、「知的財産推進計画」で従来から構想されている「特許・論文情報統合検索システム」に関しては、知的財産業務の基盤が脆弱な大学にとっては、必要性が高いという意見が表明されている。一部には、特許等の情報の海外への流出を危惧する声もあるが、適切な配慮の下で、「特許・論文情報統合検索システム」の迅速な整備が望まれる。

【まとめ】

①知的財産推進計画に関して要望すべき事項

1. 国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけについて

長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化するべきである。

2. 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築について

国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業務の特性に配慮し、従来の「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築するべきである。

また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、公的機関による業務代行など一元的支援体制を構築することなどにも配慮すべきである。

3. 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン

大学は、e-Learning、博物館をはじめとして、大量の学術コンテンツを保有し、また創出し続けている。これらの資産を活用するとともに、流通を促進することは大学のみならず社会全体にとっても重要な課題である。しかし、コンテンツ分野に関しては、従来の知的財産業務ではほとんど扱うことがなく経験がない。権利保護と流通のためのガイドラインを定めて、各大学がコンテンツ分野の知的財産業務を円滑に進められるようにすることが望まれる。

また、プログラムやデータベース等のソフトウェア分野についても、従来の知的財産業務では対応しきれない問題を抱えており、一定のガイドラインの策定が望まれる。

大学が保有するコンテンツの電子化等の整備を進めるためには、膨大なコストを要すると思われる。そのための財政的支援も検討すべきである。ただし、コンテンツの整備のためにも、その管理方式等、まずはコンテンツ分野の知的財産の扱いを明確化する必要がある。

②大学、大学関係者が対処すべき事項

1. 国立大学の知的財産および知的財産業務の意味や位置づけについて

国立大学における知的財産および知的財産業務の意味や位置づけについては、まず、国立大学自身が率先してビジョンを示し、それを共有していく必要がある。知的財産推進計画の策定等の政策立案に際しては、その成果を積極的に提供し、施策に反映されるよう努めなければならない。

2. 各大学における知的財産ポリシーの明確化

今後、特許料等の優遇措置が限定的になること、知的財産業務の質が変わること等、知的財産業務のコスト負担は不透明である。知的財産業務を中長期的に維持・強化していくために、今後どのような方向に知的財産業務を展開していくのか、どのようにコスト負担をしていくのか等に関して、各大学は知的財産ポリシーを明確化し、活動基盤の安定化を図る必要がある。

3. 専門的職員の養成・確保と業務改善

各大学は、知的財産業務の専門的職員の養成・確保に努めなければならないことはいままでもないが、ポストの制約などに配慮すれば、アウトソーシングの推進、一般の教職員の啓発、既存の知財業務担当職員の能力開発などに取り組む必要がある。

また、小規模大学等の知的財産業務の基盤が脆弱な大学の存在に配慮すれば、知的財産業務のうち共通性の大きい業務については、複数大学による業務の共同実施体制の整備（シェアード・サービス・センターの設置）、国立大学の実情に適合した委託先を育成・確保した上でのアウトソーシングの推進などに努める必要がある。

なお、国の支援施策においては、「大学知的財産本部整備事業」のような重点的な支援施策だけではなく、コーディネーター派遣や科学技術振興機構による支援事業など、知的財産に関する業務基盤が脆弱な大学も対象に含めた支援メニューを充実させつつあるので、各大学に適合した業務の進め方と外部資源の活用策を柔軟に検討する必要がある。

2. 知的財産推進計画における問題点

【指摘された事項とその説明】

知的財産推進計画において検討すべき課題とされながら、結論に至っていない事項が多数存在する。また、ガイドラインがない、不十分であるため知的財産関連業務に支障をきたしている事項が多々ある。具体的には以下のような問題がある。

①学生、ポスドクの扱い

学生、ポスドク等が産学の共同研究に参加する場合、守秘義務等の問題が生じる。相手方の企業等によっては、学生等を安価な労働力であるかのように考え、大学をあたかも研究開発の下請機関のように使おうとする例もないではないが、これらは健全な産学連携とは言えない。

また、学生が大学と雇用関係を結んでいない場合に、学生に対して守秘義務をどこまで課すかは悩ましい問題である。とくに、学生の就職活動への影響等、学生としての権利との調整をいかに図るかは教育的観点からも重要な課題となっている。

学生が大学と雇用関係を結んでいる場合には、学生に対して守秘義務を課すことになるが、その場合でも、学生の就職活動や進学への影響等、学生としての権利との調整をいかに図るかは、依然として課題として残されている。これらについてのルールを不明確化する必要がある。

共同研究契約に伴って、雇用関係のある学生に守秘義務を課する場合はともかく、雇用関係がない場合に、学生に守秘義務を課す場合の大学と学生、企業と学生の契約書面については、さまざまなケースがありうるが、効力の検証のみならず、教育的観点からも検討し、一定のひな形を提示することも必要である。

②リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等

学術研究においても、他者のリサーチツール、有体物に関する知的財産権を尊重しなければならないことは言うまでもない。リサーチツール、マテリアル・トランスファーの扱いに関しては、従来から議論されているところであるが、その動向に留意しつつ、適切に対処する必要がある。

一方、大学が保有するリサーチツール、有体物に関しては、学術研究の円滑な推進のために広く活用していくことが必要である。このため、知的財産として権利化する場合でもオープンで円滑に活用を進めるための配慮が、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」（文部科学省、平成14年7月31日）、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（総合科学技術会議、平成18年5月23日）、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する

る指針」(総合科学技術会議、平成19年3月1日)等で謳われているところである。

しかし、大学において具体的な取扱いの経験が少ないこと、教員等に法人への登録に関する意識が浸透していないこと等もあり、リサーチツールや有体物についての大学への登録が進んでいない面がある。上記の指針等でも指摘されているように、契約書のひな形の提示が望まれる。

一方、一律に管理を強化すれば学術研究の推進を阻害しかねないとの懸念もある。権利の保護と活用のバランスをとることが必要であり、各大学は、これらを踏まえたポリシーの明確化、教員等への周知を進める必要がある。

③研究者、学生の異動に対する考え方

前項で述べたリサーチツール、有体物(マテリアル・トランスファー)に関して、大学に所属する教員が異動する場合の扱いについては、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」(文部科学省、平成14年7月31日)で、ある程度の指針は提示されているが、ポストクや学生が異動する場合については、ガイドラインは明確に規程されていない。

④大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン

すでに述べたとおり、大学ではコンテンツ分野の知的財産業務の経験が少なく、問題点も十分には整理されていない段階である。各大学がコンテンツ分野の知的財産の管理、運用を進めるためには、ガイドラインの設定が望まれる。

⑤特許法と大学の関係

・特許法30条(新規性の喪失の例外)の適用問題

新規性喪失の例外の適用に関しては、その手続きを簡素化すること、大学内で実施される学位論文発表会や各種研究会等も含めるべきとの意見がある。

この件に関しては、近い将来に、米国が先願主義に移行するのにもともなって、いわゆる「グレースピリオド」についても国際共通になる見通しであり、その中で、期間の長期化が実現されるとともに、発表媒体等の制限は撤廃される見通しである。その場合には、大学内で実施される学位論文発表会や各種研究会等も新規性の喪失の例外として、他の媒体等と同様に扱われることになるので、特段の問題とはならなくなる。また現実にも、この動きを先取りする形で取扱いの簡素化が進みつつある。したがって、現時点で国立大学協会として要望する必要はないと思われる。

・不実施補償と共有特許（特許法73条）の関係について

最近、共有特許に関する規定（特許法73条）を根拠に、企業側が不実施補償を拒否するケースがしばしばみられる。大学の立場からは知的財産の有効利用の観点から、不実施補償を要求するべきところではあるが、民間企業の知的財産管理の立場からは、不実施補償が必ずしも現実的でない場合があることも事実である。そのため、不実施補償の扱いについては明確な結論が得られていない状況にある。そのため、ガイドラインを求める意見が少なくない。

しかし、経験を積んだ大学、企業のあいだでは、柔軟に対応するケースも増えている。基本的には、個々の共同研究契約において対処すべき問題であるので、大学の共同研究手続、知的財産管理の円滑な運用のためには、原則論ではなく、現実的な対応方法を模索することが望ましい。そうした経験をガイドラインとして提示していくことが期待される。その際、不実施補償に代えて、間接費の一定率の上乗せも一つの選択肢である。

⑥外為法による制約（軍事転用可能技術の輸出規制）

外為法（外国為替及び外国貿易法）による軍事転用可能技術の輸出規制の問題は、安全保障問題であり、これまでの知財推進計画では扱われてこなかった。しかし、「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」（平成18年3月24日、文部科学事務次官）が発せられているように、今後は留意が必要である。知的財産政策との関連でも論点となりうる。

とくに、留学生や外国人研究者（ポスドクを含む）の場合、日本滞在6ヶ月までは大学内での活動に制約がかかりかねない状況にあり、大学にとっては判断が難しい問題となっている。どこまで厳密に判断するのか、対象となる情報や資料等の範囲はどこまでか、など大学の教育研究活動に即した明確なガイドラインが必要である。

⑦国際産学連携と知的財産政策との関係について

国際産学連携の推進や外国人研究者の登用、留学生の研究活動への参加等に際しては、大学の知的財産管理、国の知的財産政策の観点から、整理すべき課題が少なからず存在している。

国際産学連携を推進することは、わが国の知的財産の保護という観点と矛盾するのではないかと疑問を持つ関係者もいる。もちろん、適切な契約に基づく国際産学連携であれば、そのような危惧はないが、国際産学連携に限らず、産学共同研究と知的財産の関係については、考え方を整理する必要はあろう。

また、大学における研究活動の国際化にともなって、外国人研究者（ポスドクを含む）、留学生が研究活動に参画する機会が増えてきている。外国人研究者、留学

生に対しては、上記「①学生、ポスドクの扱い」「③研究者、学生の異動に対する考え方」「⑥外為法による制約」で指摘した、産学の共同研究への参画のケース、異動に伴うリサーチツール及び有体物の取扱いのケース、軍事転用可能技術に関する研究への参画のケースのみならず、その活動全般に関して、知的財産管理の観点から、権利関係を明確化する必要がある。すでに独立行政法人研究機関では法人と外国人研究者とのあいだで書面を交換する等の例が見られるが、国立大学の場合、対処がなされていないケース、研究現場のレベルで書面を交わすケース（法的効力には疑念がある）などもあり、混乱しているのが実態である。外国人研究者、留学生の扱い、契約書面のひな形等について検討する必要がある。

国際産学連携等の円滑な推進のためには、外国人研究者、留学生の扱いを含めて、適切なガイドラインを設定する必要がある。

【問題点に関する分析】

①ガイドラインや契約のひな形の必要性

各国立大学から指摘された事項はいずれも、明確な結論を出しにくい問題であり、究極的には、契約の中で個別に対応していくことが必要になる。しかし、すべてを個別の交渉で対処すると共同研究契約締結等に時間がかかりすぎるなど、現場での手続きの煩雑さ等の現実的困難がある。また、衡平性や教育的配慮等の観点からも、個別契約での対応には限界もある。

したがって、一定のガイドラインや契約のひな形等を設定し、誘導していくことが現実的である。

②共同研究と知的財産

大学にとっては、産学の共同研究と知的財産は、大学の知的なりソースの活用を通じた産業界への貢献の両輪である。しかしながら、産学の共同研究と知的財産の相互関係に関しては、十分に整理されていない部分もある。

・知的財産本部と産学共同研究センター等の連携体制

知的財産本部と産学共同研究センター等は、設置の歴史的経緯の影響もあり、少なからぬ大学で、別個の活動として推進されており、十分な連携体制を構築できていない。

・企業の意識と大学の姿勢

本来、受託研究として実施すべき研究を、企業側が知的財産権を確保する観点から共同研究として扱っている例も少なくない。また、前述のように、一部の企業は大学を割安な研究開発下請機関のように捉えているきらいもある。

そのため大学側が実質的に過剰なコスト負担に甘んじることになる。必ずしも、委託側だけに責任があるわけではないが、長期的な産学関係の発展のためには、企業がフルコストを負担するように自覚を促す必要がある。大学側も適正な関係の構築に心がけるべきである。

・共同研究と知的財産の関係

大学が産出する知識に対するオープン・アクセスを促進するべきだとの議論は、大学関係者だけでなく、産業界にもある。そのような場合に必要になるのは、産学の共同研究と知的財産の権利化の双方を視野に入れた検討である。上に示した各大学からの指摘事項に関しても、共同研究と知的財産の双方に跨がる問題が少なくない。

これまで、共同研究と知的財産は、歴史的経緯もあり、別個の活動として展開してきたが、包括的な検討が、個別大学レベル、国立大学全体のレベル、政策レベルのそれぞれで進められる必要がある。

③国際産学連携をめぐる問題

国際産学連携については、経験が少ないこともあり、国立大学にとってどのような意味を持つのか、国立大学の目的のためにどのように貢献するのか等、その位置づけが明確でない。国の支援施策も、その目的が明瞭でないと、国が国立大学を通じて海外企業に便宜を提供している形になりかねない。各大学も、単に実績作りのみに終始してしまう危険性がある。

国際産学連携によって国立大学が強化され、その結果、日本の研究力、経済力の強化につながるものでなければならない。そうであるならば、国立大学を強くすることは国益につながり、公的支援にも根拠がある。各大学は、知的財産ポリシーや国際貢献ポリシーと調整しつつ、国際産学連携に関するポリシーを明確化する必要がある。

しかし、現実的問題として、国際産学連携の推進に関しては、その契約、運用のそれぞれの段階で、国内における産学連携以上に複雑な知的財産権問題や訴訟リスクなど、予期せざる困難が予想される。また、国際産学連携は頻繁に実施される可能性は小さいため、とくに小規模大学などでは、個々の大学で国際産学連携ポリシーを作ることは現実的でないという問題もある。

したがって、国際産学連携の考え方やポリシー、ガイドライン等については、大学間で共同で検討するか、国が一定の方向を示すことが現実的である。

【まとめ】

①知的財産推進計画に関して要望すべき事項

これまで知的財産推進計画等において検討すべき課題とされながら、明確に結論を提示することが困難であるため、結論に至っていない共通の課題として以下のようなものがある。

- 1) 学生、ポスドク等の扱い
- 2) リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等
- 3) 研究者、学生の異動に対する考え方
- 4) 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン
- 5) 不実施補償と共有特許（特許法 73 条）の関係について
- 6) 外為法による制約（軍事転用可能技術の輸出規制）
- 7) 国際産学連携等における知的財産管理のあり方

これらは、大学の知的財産業務のみならず、教育研究活動にも多大な影響を及ぼしうる事項である。個別に対応していくことには手続き的困難のみならず本質的問題もあるので、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示することが期待される。

②大学、大学関係者が対処すべき事項

上述のような問題に関しては、国によるガイドラインの策定を待つのではなく、問題点に直接対峙している各大学の知的財産業務関係者自身が、積極的に提案をし、それを国のガイドライン策定や各種施策の立案に反映させることが必要である。

3. 知的財産教育の問題点

【指摘された事項とその説明】

知的財産分野の人材養成は、我が国の知的財産戦略において、大学が担うべき重要な役割である。大学は、主として大学院レベルでの知的財産の高度専門人材の養成と、大学生全般を対象とする一般的な知的財産教育の両面から取り組んでいる。これらについては、以下のような問題が指摘されている。

①知的財産の専門人材養成の問題点

- ・ 知的財産分野の専門人材養成、MOT（技術経営）分野などの関連分野における知的財産分野の教育において、教育内容等が真に社会が求めているものと合致しているのかを危惧する意見がある。内容を検証してさらに発展させる必要がある。
- ・ 知的財産分野の専門人材の養成が急速に展開されているが、一方で輩出した人材の活用の場やキャリアパスが不透明で、供給過剰に陥るのではないかとという危惧も生じている。
- ・ 国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野の知的財産活動などは、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、このような、とくに専門性、特殊性を必要とする分野に関する知的財産専門人材の育成・確保について、大学独自の取り組みは十分でない。

②一般的な知的財産教育の問題点

- ・ 社会全体の知的財産リテラシーの向上のためには、地方大学や小規模大学を含め、できるだけ多くの大学における一般的な知的財産教育や専門的人材の育成に、現場で活躍する知的財産分野の専門家が参画することが必要である。すでに知的財産分野の現場の専門家が大学における知的財産教育に参画し、一方では知的財産分野におけるインターンシップを実施する形で、産学の相互乗り入れが実現している。

しかし、知的財産の専門家やインターンシップ先は大都市に集中する傾向があるため、地方大学が外部講師を招聘したり、インターンシップを実施するのは容易ではなく、またコスト面の負担も大きい。

【問題点に関する分析】

- ・ 知的財産分野の専門人材の育成の量的、質的なあるべき姿を模索することは、もっぱら大学が責任を持つべき課題ではあるが、適切な対応のためには、産学官の対話を通じて育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、大学の人材育成へフィードバックしていくことが必要である。
- ・ 知的財産分野以外の分野ではあるが平成18年度から開始された「先導的ITス

ペシャリスト育成推進プログラム」では、産学の協力の下で、人材育成に取り組む体制を構築している。また、米国では産学官が共通問題を討議するため、1980年代半ばに、Government-University-Industry Research Roundtable (GUIRR) を設置して、継続的に会合を開いて意見交換や提言を行っている。知的財産専門人材の育成問題に限らず、産官学の共通問題に関する対話の場が望まれる。

- ・一般的な知的財産教育に関しては、文科省が「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」において「知的財産関連教育の推進」がテーマとして取り上げられるなど、支援が実施されているが、今後も一定の支援が望まれる。

【まとめ】

①知的財産推進計画に関して要望すべき事項

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、それを教育現場へフィードバックすることが期待される。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、とくに専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うことが期待される。

②大学、大学関係者が対処すべき事項

知的財産分野の専門人材の育成の量的、質的なあるべき姿を模索することは、もっぱら大学が責任を持つべき課題である。各大学は既存の取組みの見直しを継続的に実施する必要がある。また、個別大学レベルのみならず大学間の協力により、産学官の対話を進める必要がある。

4. 外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保について

【指摘された事項とその説明】

外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等を指摘し、その改善を求める意見が少なからずあった。例えば、

- ・一部の研究資金制度では、研究成果が権利化され、収益が発生した場合に収益の一部を国庫に納付することを義務づけている（収益納付義務）。
- ・研究成果の権利化（特許出願等）の費用を研究費から充当することを認めている場合はわずかであり、ほとんどはその費用を認めていない。認めている場合でも、事業終了後の権利化費用は認めていない、または手続きが煩雑である。
- ・知的財産権関係の事項のみならず、外部研究資金の申請書類等の様式が制度によって異なっており、書類作成が煩雑であるばかりでなく、知的財産の観点から申請書類等の内容確認をする上でも煩雑となっている。
- ・国の委託研究資金を大学が再委託で受託した場合、再委託とはいえ大学が実質的に受託者となっている場合も少なくない。日本版バイドール条項（産業活力再生特別措置法第30条）の観点からは、再委託の場合であっても研究活動から生じた知的財産権は大学帰属とし、その活用を図る方が合理的だとも考えられるが、必ずしもその趣旨が徹底していない。

【問題点に関する分析】

国の外部研究資金が拡大する中で、大学は知的財産の取扱いを含む研究管理業務の充実に努めているところである。しかし、国の外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等における不一致が多々みられる。この場合、事務手続き等が煩雑になるというだけでなく、同じような活動であっても、ある外部研究資金では許され、別の外部研究資金では許されないといった事態が生じるため現場の混乱を招き、さらには不適切な研究費処理にもつながりかねない危険性も孕んでいる。

研究を実施する観点からは、知的財産に関わる事項はもちろんであるが、それ以外の事項についても、一貫した扱いが望まれる。複雑性への対処のコストをもっぱら研究実施側である個々の大学が負担するより、外部研究資金の供給側がルールの統一、整合化を図る方が、国全体の研究資金の有効利用の観点からも合理的である。

なお、外部研究資金制度固有の問題以外にも、外部研究資金の供給機関や大学の担当者レベルの誤った理解や不十分な理解から、過剰な規制や自己規制を行ってしまうために、各種研究資金間の処理の一貫性の欠如や他の施策との不

整合が生じている可能性もある。この点については、各大学においても業務の整理や担当者の理解の促進が必要になる。

【まとめ】

①知的財産推進計画に関して要望すべき事項

必ずしも、知的財産推進計画そのものの問題ではないが、上記のような国の外部研究資金制度における省庁間の不整合、知的財産政策との一貫性の欠如等の改善を期待する。

とくに、外部研究資金制度が拡大する中では、知的財産の取扱いに限らず、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等、ルール全般について、制度間で統一、整合化を図ることが望まれる。このことを通じて、国として一貫した知的財産政策の体系を構築することを期待する。

②大学、大学関係者が対処すべき事項

各大学での事務処理等に誤りがないように努める必要がある。その上で、外部研究資金制度に内在する問題点については、積極的に問題提起していく必要がある。

5. その他

【指摘された事項とその説明】

国立大学協会の役割、国立大学協会への期待

国立大学協会に対して、知的財産業務に関する研修、調査研究、ガイドラインやひな形の策定、関係機関への働きかけ、知的財産問題に関するシンポジウム等の開催を期待する意見が多く見られた。今後、研究小委員会を中心に、これらの点を検討・対応していく必要がある。

各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長 殿

社団法人国立大学協会
教育・研究委員会 研究小委員会
委員長(筑波大学長) 岩崎 洋一

「知的財産推進計画2006」の見直しに関するご意見について(照会)

本年6月8日に知的財産戦略本部が「知的財産推進計画2006」を策定しました。本推進計画については、2006年度は第2期の初年度として重要な年として位置付けられ、知的財産の活用、人材育成等の具体的施策ごとに担当府省において取り組んでいくこととなっております。

本委員会では、知的財産問題が国立大学にとっても積極的に取り組むべき課題であると認識し、国大協として本推進計画2006の見直しにあたり盛り込むべき政策事項等について、早期に取りまとめ、関係機関に意見を提出していく必要があるものと考えております。

つきましては、本委員会の検討に遺漏なきを期すため、ご多用中大変恐縮ですが、貴機関において、別紙様式の各事項に係るご意見・問題点等について、10月20日(金)までに国大協事務局あてご提出くださるようお願いいたします。

また、特段ご意見がない場合はその旨、ご連絡願います。

なお、いただいたご意見すべてを提出意見に盛り込むことができない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

ご参考までに下記資料をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 知的財産推進計画2006(2006.6.8 知的財産戦略本部)
- 2 知的財産推進計画2006～大学教育関係の主な部分の抜粋～

【本件に関する連絡先】

社団法人国立大学協会 企画部専門職員 山下
TEL:03-4212-3515
FAX:03-4212-3519
E-mail:shien@janu.jp

「知的財産推進計画2006」の見直しに関するご意見について

機関名	
連絡担当者	
部署・役職	
電話番号	
E-mail	

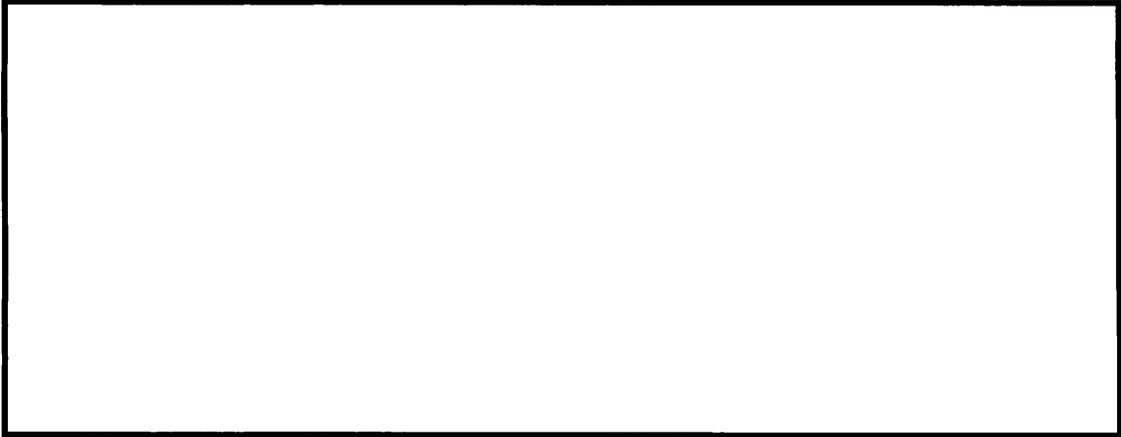
以下の各事項に関して、知財に関わる問題点、知的財産推進計画に対するご意見・ご要望等についてお答えください。

なお、各事項において重複するご意見等があっても構いません。

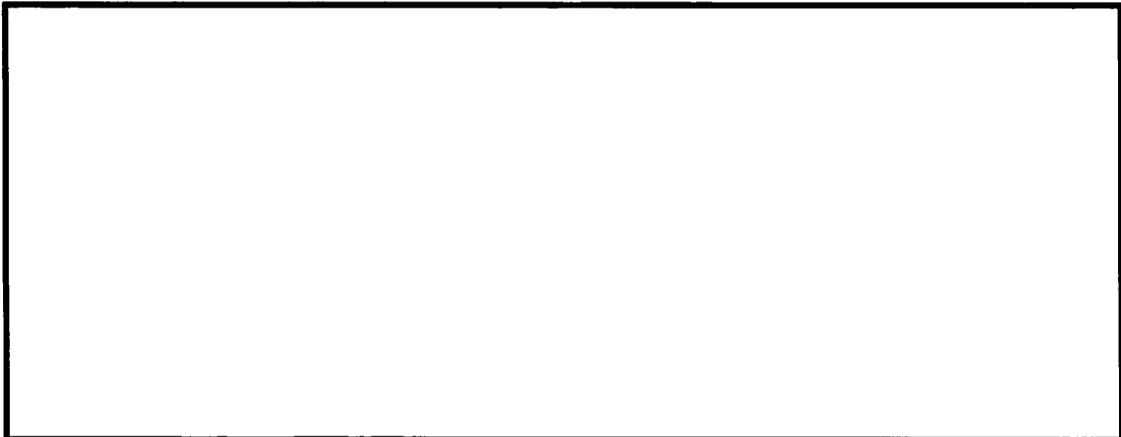
1 大学知的財産本部、TLO、産学官連携活動について

2 知的財産教育、人材育成について

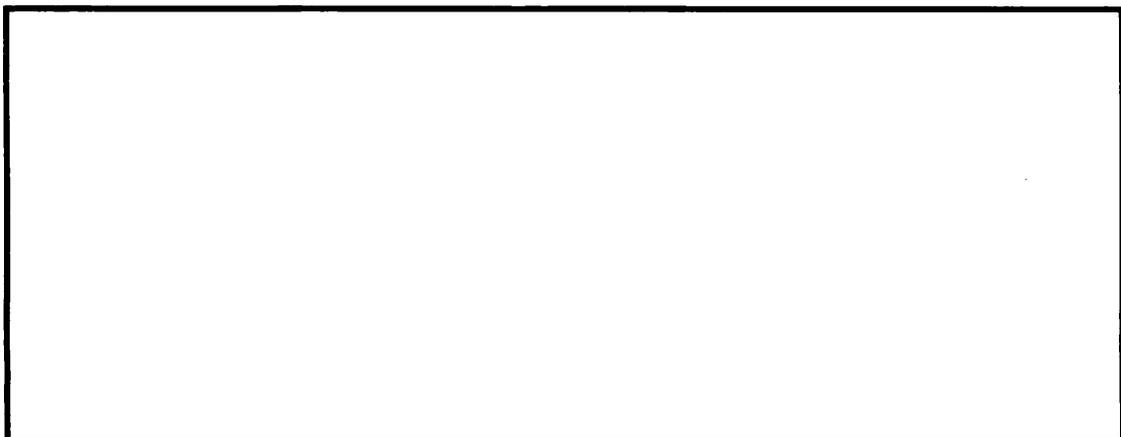
3 コンテンツ分野について



4 大学経営の立場から見た知財問題、知的財産推進計画について



5 その他（国大協として取り組むべき課題、総括的なご意見等）



2-3 資料(2) 意見照会回答

1 大学知的財産本部、TLO、産学官連携活動について

機関名	意見
A	<p>大学知的財産本部整備事業は 2007 年度までの計画である。本整備事業により大学の知的財産基盤は大きく発展し、知的創造サイクルの創造がある程度動き始めた。ポスト大学知財本部整備事業の方向性を示すべき時期にあり、本計画に反映されることを希望する。</p> <p>大学知的財産本部を中核に、技術移転、産学連携等を、グローバルな視点で推進する体制を築くことが必要と考える。</p>
C	<p>本学には知財本部は無く、TLO を通じた技術移転の実績もないが、大学知財本部と TLO の一体化については、効率的な運用を期待したい。知財を生かした産学連携活動について、ぜひノウハウを移転して頂きたい。</p>
D	<p>知財担当事務職員を確保することは、今後の大学知財関連業務の遂行に必須と考えている。しかし、人員削減の流れと専門職事務職員の評価・プロモートシステムの限界から、知財担当者を安定的に確保することは大変に難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財担当専門職事務職員の人員枠設定 ・専門職事務職員を育成・評価・プロモートするシステムの設定が重要な課題と考えている。
E	<p>特に“活用”について考えた場合、地方国立大学は、資金、人材面において大きなハンデを背負っている。スーパーTLOが広域的に高度知財専門人材を育てる役目も担うのであれば、国は、なお一層、対象となるスーパーTLOに対して支援をするべきである。</p> <p>現状のままでは、各ブロック全体に効果が及ぶのは遠い先の話である。産学官連携により持続的発展を目指すならば、深化は勿論であるが、裾野を広げる施策も忘れてはならない。</p>
F	<p>【知財本部について】</p> <p>知財本部整備事業終了後は各大学とも予算的に厳しくなり、外部人材の雇用に関しては安定的とは言えない。そのため内部人材の活用として、事務系又は技術系を問わずプロパー職員の知財担当者に育てるための支援策が求められている。</p> <p>【TLOについて】</p> <p>各 TLO は、大学の知財本部からの出願可否判断のための調査業務</p>

	<p>等に関する受託で手が離せない状況にある。本来の TL0 の使命である技術移転業務や大学発 VB 設立・支援に関しては知財本部整備事業開始以降停滞している状況にある。</p> <p>そのためには、TL0 独自の経営努力と並行し、知的財産推進計画ではこのような状況を打開するための施策を明記すべきである。</p> <p>【産学官連携活動について】</p> <p>昨今のわが国のある省庁の競争的外部資金で研究した成果の知的財産は研究機関側に帰属するという点までは日本版パイドールに準じているものの、売上げを政府に支払うということを義務づけている施策が最近顕著に増えており、これは研究機関側に対するインセンティブ高揚による研究成果の充実化を狙いとする本来の日本版パイドール設立の趣旨に反しており、早急に改善すべきである。</p>
G	<p>知的財産推進計画2006では、大学知的財産本部・TL0の一本化や連携強化について検討することとなっておりますが、見直しの際は、総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省が連携して、全体最適を目指して制度設計して頂きたいと思っております。また、大学知的財産本部、TL0、産学連携活動は大学毎に特色がありますので、そのような個別の事情についても留意して頂きたいと思っております。</p>
H	<p>大学の知的財産本部の運営を大学にまかせるだけでなく知的財産を大学に根付かせるために最低限の支援を行うべきである。</p> <p>TL0の実態に鑑み、統合整理を行うべきである。</p> <p>地域振興の観点から、地方自治体（県等）、大学等の連携を考えたTL0の設置、運営を導入して欲しい。</p>
I	<p>大学の知財管理は外部機関としてのTL0を含めて、量から質への転換が求められている。同時に、産学官連携による共同研究、技術移転の推進にも、質の向上が大きな課題となっている。「質」を計る物差し（指標）を明確にして、各組織活動を評価することが重要になる。</p> <p>例えば、知財活用による収支バランスシートを明確にする。則ち、担当者のエフォートを考慮した間接経費（研究者の研究経費、知財事務管理費など）とライセンス収入のバランスシートを作成する。また、組織的には知財管理と研究推進を一元化して、シーズ発掘からライセンス契約までをシームレスに対応できるシステム作りが大切である。</p>
J	<p>知財や産学官連携活動については、少ない人材で対応しており、</p>

	<p>教員の知財諸活動や要望に応えきれない状況である。適切な人材支援が必要である。</p> <p>担当職員の知財に関する事務処理能力の向上のために、実務的研修をより一層支援してほしい。</p>
K	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産本部の管理運営は、「大学知的財産本部整備事業」（平成 19 年度終了）により成果が挙げられているところであるが、これを更に充実させることが大学にとって、重要な課題となっている。しかしながら、大学の知的財産本部の管理運営に係る経費を大学での財源で賄うには充分でないため、平成 20 年度以降も本事業に対する国からの支援を充実させる必要がある。 2. 人類の共通資産としての科学的知識の増大に貢献するという使命を担っている大学にとって、権利化を前提とした知的財産がすべてではない。むしろ、公共的目的に寄与するため、積極的に知的財産のオープン・ソース化を図っていくべき場合もあり、そうした大学の本来的使命に対する配慮を「知的財産推進計画」においても行う必要がある。 3. 上記 2. の観点から、公共的目的に奉仕するための知的財産のオープン・ソース化について検討を行う必要がある。 4. 大学知的財産本部と TL0 の関係については、それぞれの事情があるので、一律に統合等の方針を定めず、各大学及び TL0 の自主的な検討に委ねるべきである。（一大学のみを対象とする TL0 は大学と統合するといった一律の対処案を示すべきではない。） 5. 大学知的財産本部の運営に当たっては、例えば大学保有知的財産の企業への売込み活動等の分野については、TL0 以外の民間企業の活用を検討するなど、各大学の個別の事情により柔軟に取り組むべきことを積極的に推奨するべきである。 6. 大学保有知的財産の侵害に対する対処措置の問題について、大企業のように充実した知的財産部を持たない大学として、どういう方針でいくのかについて検討する必要がある。
M	<p>各大学における産学官連携活動、知的財産化活動、技術移転活動の一層の活発化を図るためには、産学官連携活動と知財活動の一体的運用が必然であり、この一体化に向けての国の支援を強く要請する。</p>
O	<p>知的財産関連業務は、「大学知的財産本部整備事業」の措置されていない大学にあっても確実に増えており、知的財産業務、また、産学官連携業務は、担当事務職員が手探りで対応している状況にあ</p>

	<p>る。その際、知財に関わる問題の所在の特定及びその対応については、大学の顧問弁護士に頼らざるを得ず、相談件数の増加とともに、法務面での対応策の組織的強化が今後とも更に必要である。</p>
P	<p>1. 国内出願に基づいて海外出願される発明の比率は我が国で 21% であり、米国の 4.4%、欧州の 4.7% に比べて一般に低い。国際的な産学連携の推進が謳われ海外出願を含めた知財戦略の構築が叫ばれている中、大学の研究に基づく基本特許については是非とも必要な権利網を構築していかなければならない。本推進計画において、“知的財産の取得・維持費用を確保する”ことが重要課題として計画されている。本学の場合、具体的には科学技術振興機構に海外出願の申請を行い、その評価結果に従って海外出願を行っており、他大学においても同様であると思われる。申請人（大学等出願者）においては、極めて重要と考えている発明であっても、評価委員の判断次第という面もあり、基本発明の海外における権利化が不十分にならざるを得ない場合もある。そこで、大学が独自の判断で海外出願を行える助成支援制度は、国際的な産学官連携の推進に不可避と考え、提案を行う。</p> <p>2. 国際的な産学官連携は、我が国の大学の産学官連携活動を推進する意味において大変重要である。議論の過程を理解していないので、的外れであるかもしれないが、外為法や輸出貿易管理令による規制とは別に、最先端の技術・研究成果が外国に流出することによる我が国の国益を損なう危険性も考えられることから、更に戦略的に検討する必要があるものと考え。</p> <p>（米国においては、国防、最先端技術に関するものはもとより、米国で生まれた発明を何ら許可なしに国外に持ち出すことに対しては厳しい罰則が課される。国内企業はそのようなことがないよう、従業員教育を徹底している。）</p> <p>3. “研究活動における特許発明の使用の円滑化”“先端技術分野における知的財産問題への取り組み”が本推進計画に掲げられ、前者については、総合科学技術会議で検討がなされ、平成 18 年 5 月 23 日に「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」が出されるに至った。本指針の目的は理解できるが、“2%の回答者は、どのような条件であれ特許発明の提供をしたくない”との調査報告もあり、非営利目的の研究の区別の困難性、研究ライセンスの拒否の可能性等、大学として、指針の趣旨に沿ったポリシー</p>

	<p>を定めるためには、さらに包括的・戦略的な検討が必要である。また、リサーチツール等の特許権の効力に関する司法判断が我が国でなされていない状況下、指針に沿ったポリシーや規程を整備し、公表することは慎重に進める必要があるものとする。</p>
Q	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知財本部設置の支援措置大学以外の国立大学に対しても、支援拡充をする必要がある。 2. 企業から国立大学への寄附に関して、欧米並みに大学が民間から研究資金を調達しやすい環境にするため、法人税を優遇する等、税制面での対応が必要である。 3. 大学の産官学連携を推進するためには、行政機関の縦割の解消も重要である。関連行政機関の連携があつて初めて、教育機関と産業界との共同研究も充実できる。 4. 卒業後の研究者との連携なくして、産官学連携活動はなしえないし、それが可能になる仕組みをつくるべきである。
R	<ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国各大学における産官学連携活動の体制は近年急速に整備されてきているものの、これは国の予算による支援策によるところが大きく、かかる支援策なしに自立的に活動を展開できる大学は少なく、今後、産官学連携活動が縮小する恐れすらある。「知的財産推進計画2006」に掲げられている個別の論点も重要であるが、まず基盤整備としての国の支援策（知財本部整備事業等）の拡充、継続が必要である。 2. 知財の取扱いルールについては、これまで各大学の自主的判断に任されてきている。これは基本的には良いことと思うが、ソフトウェアやマテリアルの取扱いについて、国レベルで検討を行い、モデルとなるルールを示すところにより、大学における知財の扱いのルールの整備が促進されるのではないか。 3. 知財の取扱、TLO、産官学連携に関する施策が、所管省庁の縦割りを反映しており、必ずしも有機的な連携がとれていない。知財推進のみならず、人材交流、育成等も含む産官学連携全体を推進のために、省庁間のより有機的な連携により、総合的な施策を展開することが望まれる。
S	<p>本学における知的財産本部の役割は、知的財産権の保護が中心となるが、同時に技術移転活動、産官学連携活動をも担っている。その際、知的財産を保護する立場と、産官学連携という対社会支援とのバランスが重要であり、この視点からの取組みが必要である。</p>
T	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産官学連携に積極的な研究者を支援する学内体制を構築する。

	<p>たとえばアカデミックサラリー制導入、一部年度会計制廃止、兼業規制緩和、受託・共同研究費の人件費適用、博士課程学生の経済的援助、ポスドクの雇用拡大、など。</p> <p>2. 現在の大学知的財産整備事業終了後、永続的体制構築と整備のための事業を引き続き行う。新たな体制では、JSTなどに専門家集団と知財管理機能を置き、各大学に大学ごとの意思決定と戦略立案、及び発明掘り起しと技術移転営業機能を持たせる。JSTとの連携は各大学の判断で行う。</p> <p>3. 大学知財と TLO の連携は各大学が個別状況に応じて最適な方策を講じる。</p>
U	<p>大学における知的財産サイクルの確立には、権利化と維持管理のための予算措置のほか、目利きや技術移転人材の配置または、業務のアウトソーシング予算が不可欠である。</p> <p>しかし、新たな政策課題の達成のために必要な人材を、既存の定員内で配置することが困難な大学や、アウトソーシングのための予算措置も困難な大学が多いものと思慮される。</p> <p>アウトソーシングする場合は、業務の規模によっては政府調達契約の制限から、毎年実務担当者が変更となったりすることによって、業務に支障が生じるものと思慮される。</p> <p>従って、一定規模以上の知的財産を所有する大学には、独自の技術移転収入によってこのような人材を雇用できるようになるまでの間、国家公務員の定員削減のうち一部の定員を、これらの人材の配置に充てるために、大学に再配分するか、文部科学省や特許庁から実員を出向させるなどの特段の措置を検討願いたい。</p> <p>また、保有する知的財産の数が少ない大学や学外 TLO については、このような人材を文部科学省や特許庁から派遣するなどの、バランスある措置を検討願いたい。</p> <p>これらにより、技術移転に係る人材のキャリアパスや社会的評価が確立するものと考えられる。</p>
V	<p>平成15年度からスタートした「大学知的財産本部整備事業」では、本学を含む県内5大学が「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として採択され、各大学とも知的財産の創造や適正な管理及び活用に向けた取り組みを行ってきた。</p> <p>本学はこれらの経験を踏まえ、今後、次の2点について重点的に取り組むこととしている。</p> <p>1. 地方公共団体や地元企業及び TLO との連携をさらに深め、知</p>

	<p>的財産を軸とした産学連携活動による地域振興を目指す。</p> <p>2. 本学が立地する地域は、中国、韓国、ロシアなど環日本海沿岸諸国との結びつきが強いことから、「1」の連携のもと、これらの国と国際的な産学連携活動の活性化を目指す。</p> <p>しかし、現状では、これらの事業を行なうにあたっての内部人材が十分に備わっているとは残念ながら言い難い。知的財産の知識を有し、かつ国際的な対応が可能な人材が必要であることから、これらの人材の確保のための支援策を是非お願いしたい。</p>
Y	<p>都道府県が、一層産学官連携活動に傾注するような施策の継続及び新設をお願いしたい。</p>
Z	<p>大学知的財産本部整備事業は、共同研究、委託研究等の増につきながら、大学の外部資金獲得にとって十分な効果を与えてきたと考えられる。</p> <p>しかしながら、知的財産推進計画 2006 においても述べられているように、国内企業の共同研究に費やす資金の規模には限りがあり、今後、外国企業等との連携を早急に進めていく必要があると考えられる。</p> <p>また、国際連携を進めていく上では、大学知財本部、TLO に対して、より専門的・具体的な能力が求められることに留意する必要がある。</p> <p>スーパー知財本部やスーパーTLO を対象とした施策によって、これらの大学等の取り組みが良い結果をもたらすとは思われるが、その取り組みに習って他大学等が実行に移す際の資金が確保されなければ、スーパー知財本部やスーパーTLO を持つ大学とそれ以外の大学の格差がますます拡大するだけである。</p>
AB	<p>大学知的財産本部・TLO について、一本化や一層の連携強化のための方策の検討が進められることとされているが、その点については本学としても取り組んでいるところである。しかし、TLO との一本化を考えるに当たって、黒字のTLO の場合は問題ないと思われるものの、赤字のTLO の場合、その処理が悩ましい問題として浮かび上がってきている。こうした問題点を考慮しての支援策が期待される。</p>
AC	<p>1. 海外出願への支援策を一層強化することが必要と考える。</p> <p>2. 知財活動を通して研究の質を高度化し必要性を学内に浸透させるためにも「特許・論文情報統合検索システム」の整備は急務の課題である。</p>

	<p>3. 研究、教育、産学連携等の任務についての役割分担が実行される体制を各大学が構築することは極めて重要であり、その達成度を大学評価の項目に加えることが必要と考える。</p> <p>4. 国は、企業に対する共同研究や技術指導などを大学の研究者のアクティビティの評価項目とすることを明確に公表することが重要と考える。</p> <p>5. TLOを学外においた場合には、独立採算を保つのが難しく、学内においた場合には、業務の独立性を保つのが難しいため、TLOを単なる技術移転機構と捉えずに、再定義の必要があると考える。</p> <p>6. 全国 42 大学に文部科学省により措置された大学知的財産本部の現状把握や終了後のあり方などに視点が集中しているが、学内処置にて知財管理をしているその他の多くの大学の現状にも注視し、一般論としての知財管理やTLOの議論ではなく、地域や大学の特性に即したテーラードの知財管理や技術移転のやり方などの議論が必要と考える。</p> <p>7. 産学官連携は知の融合と人の交流を通して大学が行う社会貢献ではあるが、それが大学における知の創造サイクルにも、人材育成にも資するものでなくてはならない。特に地方大学においては地域社会にどのように貢献しているかなど、地域人から見た大学の活性化評価なども導入することが望ましいと考える。</p>
AD	<p>大学が「共同」で技術移転活動や国際的産学官連携を十分に行えるよう、JST等を中心とした支援スキームの強化・構築を図るべきである。</p> <p>(理由) 現在のような各大学・TLOがそれぞれ単独で行う技術移転活動や国際的産学官連携には自ずと限界があり、特に、地方の国立大学では人員・資金面で様々な困難な制約があると考えられるため。</p>
AE	<p>学内の活動としての知財の汲み上げなどはやりやすいが、やはり、知財を外に売るという作業がもっとも弱いところとなる。これが補強できないと外部資金の導入に結びつかないので、知財立国全体の構想が崩れる危険性がある。一部の大学のみではなく、広範囲に支援をしていく必要があると考える。</p>
AF	<p>現在、国内において多数の大学知的財産本部、TLOが設立され、運営に苦慮している。知的財産活動を行うためには、特許管理システムや特許検索情報データベースが必要になる。各機関毎に個別の</p>

	<p>システムを構築し維持管理しており、また、商用データベースの利用も、種々雑多であり、費用がかかっている。このため、これらを統合して処理・維持管理できるプラットフォームを構築すれば、各機関が利用料を支払う形態で安価に利用できるようになるので、その実現を期待する。</p>
AG	<p>国立大学が知的財産を活用した技術移転活動及び社会貢献を継続して行くため現状では、まだ十分にできていない、知財活用をより一層推進するため、国大協は、国に対し大学知的財産本部整備事業の継続を強く要望すべきである。</p>
AH	<p>主に本学教員の発明に関わる知的創造サイクルを推進する目的で平成16年に株式会社を立ち上げた。平成17年度決算では若干の黒字となっている。この会社は平成17年度に承認TLOとなっている。知財本部については準採択による補助金もあり、順調に活動してはいるが、新規に人材を雇用しようとする、すぐに赤字になる恐れがあり、頭が痛い。</p>
AI	<p>TLOを自立させる（事業を軌道に乗せる）為には、独自の得意技術分野を作り、大学との連携、企業とのネットワーク等、仕組み作りに時間を要す。また、これらは外部の人材に頼らざるを得ないのが現状である。TLOの支援が5年間で止まると、仕組み作りが途中で打ち切られることになり、それまでの努力が無駄となる。一般的に事業を独り立ちさせるまでには7～10年が必要であり、その間の支援の継続が望まれる。</p>
AJ	<p>国際的な知的財産専門人材を育成して、国際的な産学官連携を推進することが方針となっているが、これには、大学の知識・技術の海外企業への移転推進も含まれると考えられる。この場合、日本の産業政策との矛盾が発生することもあり得る。その整合性の確保について検討し、方針を明確にすることが必要と考える。</p>
AK	<p>知の創造拠点としての大学において、今後グローバルな視点での研究展開を図る上で、知的財産に関する組織的な対応を行なう事は肝要な事項であると認識しており、国としても引き続き知的財産の推進計画を立案され、更なる推進、支援を検討されている事に敬意を表します。</p> <p>本学においても、法人化に際し、知的財産ポリシーを策定し、機関帰属を基本方針に、全学組織内に知財部を設置し組織的対応を行なってきました。その結果、発明届けおよび出願件数は飛躍的に増加し、またライセンス等の収入も増えています。しかし、「知的</p>

	<p>創造サイクル」と言えるレベルにはまだ遠く、ライセンスに関わる諸問題で産業界や大学内の研究者と大学全体のポリシーに意見や見解の相違点があり、その調整を進めています。「知的創造サイクル」は大学の特許取得による収入によるのではなく、特許取得能力を示すプロセスで、産学連携共同研究をさらに活性化することによる健全な進展がはかれると考えています。ようやくまわり始めた「知的創造サイクル」が減速しない仕組みを検討しています。また知財・契約の取り扱いについても、専門知識を有する職員（外部人材の雇用も含む）により企業と対等の協議体制が確立し大型の共同研究等に繋がりはじめました。</p> <p>しかし、知的財産に対する考え方、取り組みは、多様な側面があり、また学内外でも変動しており、さらに相手があり、専門性も要する事から十分な体制を学内に確立する事は必ずしも容易ではありません。現在、知財に関する取り組みも量（数字的なもの）から質への転換を図りつつありますが、特許出願・維持に対する費用、管理に要する事務量は既にかかなりの量になっており、今後抜本的な見直しが必要になってきています。</p> <p>また本学においては、技術移転の仲介業務を複数の外部TLO等に委託し、連携して技術移転を推進しているところですが、技術移転機関（TLO）との連携は必ずしも効率よく行われてきたとはいいがたく、改めて技術移転に関するより綿密な協働関係を再構築する必要があると考えます。このことによって、例えば現在保有する特許の維持の是非について定期的に見直すことや、大学での特許の保有期間をできるだけ短期間に限定し、早い時期での有償譲渡を図り、もって特許実施における訴訟関係等のリスクを回避し、また管理要員の縮減を図ることを検討しています。</p> <p>なお知的財産権の活用を通じた技術移転には、一般的に本学発明者等による技術指導が必要とされますが、ほとんどの発明者が多忙な現状のなかで、無理なく技術指導に携わっていただける方策・環境づくりについて検討をすすめています。</p> <p>産学官連携につきましては、組織的な対応を行ない、企業との包括連携を含め大型の共同研究を開始しておりますが、更に促進するには有能なコーディネータの採用が不可欠で、組織の改革ならびに財政的工面が必要です。</p>
AL	<p>大学における知的財産本部整備は政府の旗振りもあり、これまでバブル的な活況を呈していた。しかしながら、基礎体力のない大学</p>

	<p>では、「知的財産本部」の看板を掲げて積極的な大学承継の方針を打ち出したものの、それに見合う人材を確保することもできず、いまだ十分な体制構築には程遠い状態である場合も多い。</p> <p>知的財産推進計画 2006 には、「国際的な産学官連携の推進」など第 1 期計画の達成を前提とした項目設定がなされているが、上記のように大学間で達成度は著しく異なっており、その格差は今後さらに広がっていくものと考えられる。</p> <p>よって、今後各大学では当該計画の方針を踏まえつつもそれに踊らされず、自らの現状を冷静に把握したうえで戦略を講じることが肝要であるとする。</p>
AM	<p>本学のような人文系単科大学については、民間企業との連携などを見いだしにくい性格を有している。しかしながら、本学については e ラーニングや多言語処理をはじめ、語学教育開発の分野で知的財産とよべる研究資産を整理、積極的に連携や事業立ち上げを企画している。例えば、英独仏語といったメジャー言語だけではなく、少数言語に関する辞書編纂など、我が国の国際展開に必要と思われる分野だが、知見提供が難しい分野での産学連携について、協力を必要とする機関・企業があれば、それを仲介・支援する体制を求め</p>
A0	<p>大規模大学に焦点のあった施策が多く、小規模大学においては負担が多い。</p>
AQ	<p>【国際化に対応した産学官連携について】</p> <p>IP 分野を主体に、本学においても海外企業との国際的な共同研究等の産官学連携の具体的な案件が発生している。それに伴う契約等の諸課題について留意しなければならない事柄が多く存在している。従って、海外大学との共同研究のあり方も含め、国際的視野からの産学官連携のあり方についての調査・検討を加速していただきたい。</p>
AR	<p>大学における知的財産の扱いについては、専門性の高い担当職員の採用、あるいは学内職員の育成が必要であるとする。</p> <p>TLO は、一般に独立採算はきわめて困難と考える。本学では、知的財産は基本的には企業等との共同研究等、産学連携活動の契機として位置づけるものと考えている。</p>
AS	<p>1. 知的財産ベースの国際的産学連携推進には、他国企業との契約に関する習慣やノウハウの蓄積および言語の障壁があり、交渉能力の向上とともに、支援策が望まれる。</p>

	<p>2. 国内外の産学連携活動について、5年以上前から個々の大学に訴訟能力が欠如していることが懸念され続けている。連携研究等に関して企業等から訴えられる場合、十分な能力を持つ法務部門を個別大学で整備することは困難であるし、弁護士や弁理士などの外部人材をあらゆる分野で活用することは地方大学には実質的に不可能である。このような状況で、JSTに「紛争解決相談窓口」が開設されることは非常に心強い。これを、「知財駆け込み寺」と同程度に間口広く整備していただけることを強く希望する。</p>
AT	<p>1. 大学知的財産本部整備事業やTL0事業終了後の新規支援対策の盛り込みが必要と考える。(特に財政的支援)</p> <p>2. 大学知的財産本部とTL0の業務重複部分(活用)があり、効率化の観点から一体化の推進。</p> <p>3. 大学発ベンチャーの創出から、育成支援の充実化(販路確保、資金援助他)がより重要になってきている。成功例を多く出すことが大事である。</p> <p>4. 産学官連携活動のより推進のために、知的財産のわかる産学官連携コーディネータの育成支援</p>
AU	<p>本学では、アドバイザー等の専門家がいいため、人的、財政的運営を考慮する上で、他大学の知的財産本部、TL0との連携・協力体制の確立が急務である。</p> <p>その中で、知的財産関連費用の支援・確保の提言(特許料等の減免措置の拡充等)は、ぜひ実現してほしい課題であり、同時に、文系の大学において、人材不足を補うための人材情報の充実・交流の活発化等の支援を配慮願いたい。</p>
AV	<p>財政上から大学の知財部門に多数の人員が配置できない大学では、国際契約交渉、法務訟務のリスク管理などの実務に常に不安を抱えており、渉外に対し積極的な姿勢にはなりえない。大学知的財産本部整備事業などに採択された大学における成功事例を模範にしたり、ノウハウを吸収したりできるなど、優れた取り組みを共有し、利活用できる大学間連携インフラの整備が必要である。</p> <p>技術移転活動では、大学とTL0との連携強化を促進するため、大学の運営費交付金をTL0へ出資できる等の規制緩和をお願いしたい。</p>
AW	<p>四国の場合、TL0は四国経済連合会の支援の下で、四国5大学が共同で運営しているため、TL0は個々の大学にとって別個</p>

	<p>の存在と思われがちで、知財活動も低調の感をぬぐえない。個別大学の知財本部に TL0 機能を付加し、一体的な運営を行うことができれば、知財活動をもっと活性化させうる。そのためにはコーディネータ人材派遣、特許料減免期間の延長を含め、人的財政的支援の強化を盛り込むことを望む。</p>
AX	<p>1. J S T 特許調査員</p> <p>知的財産の目利きについては J S T 特許調査員の支援を受けているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 担当者配置場所が遠隔地であることと、 ② 業務量が多いことから調査回答までに時間を要することから苦慮している。 <p>大都市中心の配置になっているが、地方に視点を置き、例えば各県に国公立大学・高等専門学校等を支援する要員を 1 名ずつ程度配置して欲しい。なお、調査員の専門分野の問題（幅広い研究分野に 1 名で対応可能かという問題）は、隣接県の調査員とで相互支援を行う等の調整で、大部分は解消できるのではないかと考えられる。</p> <p>2. 国際化</p> <p>産学連携活動の国際化が求められているが、地方大学では事例が少なく対応しかねる状況である。</p> <p>例えばブロック毎に、何時でも相談できる人員を配置し、必要に応じて支援していただける体制を構築していただきたい。</p>
AZ	<p>1. 重点項目では、国際的な展開が先ず挙げられている。大学産学連携の国際化は、同時に産業競争相手国を利する側面もある。国際化が進んでいる米国の大学でも、大学 TL0 所有の特許は先ず、米国内の企業に優先的にライセンスしなければならないというルールがある。日本においても、大学の産学連携が国際化を進めるに際して、この点を議論、研究してはと思う。</p> <p>2. 重点編において、「特許料等の減免措置を拡充する」とあるが、発明にポスドクや学生等が含まれているものも対象にするという内容である。今までも、発明にポスドクや学生等が含まれていても、特許を受ける権利をポスドクや学生等から大学教職員に譲渡し、大学教職員から大学に譲渡したという形式を踏まえれば、減免措置の対象になっていた。従って、新たに拡充される法律は、大学の手間を少々省く効果はあるが、金銭的には何ら効果が無い。一方、平成 19 年 4 月以降出願する特許については、減免措</p>

	<p>置が大幅に縮減される。今まで特許一件あたり、百数十万円の減免を適用されていたが、平成19年4月以降出願分については、十数万円の減免しか適用されないことになる。「特許料等の減免措置を拡充する」に関する措置が、ポスドクや学生等が含まれているものも対象にするというだけのものであれば、殆ど効果は期待できないだろう。登録された特許の維持には、特許庁でも経費はかからないので、年金納付免除の減免措置の延長を検討していただければ有り難い。</p>
BA	<p>大学の主目的が社会貢献、地域貢献になって、学生の教育および研究活動に支障があってはならない。産学官連携活動の活性化のためには、人材が不足している。</p>
BB	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学知的財産本部と TL0 の一本化はいずれ必要になると思われるが、単に知財本部に吸収するだけでなく、民間機関としての TL0 のメリットを残した形での吸収が望ましい。(例えば知財本部の独立性を高め、運営に自由度を確保するなど) 2. 文科省知的財産本部整備事業等に不採択になった大学に対しても、その後の知財活動を評価して、入れ替えや新たな枠組みでの知財本部支援が可能な制度を望む。 3. 大学からの出願に対しては、弁理士費用の一部助成等を行なえるように、JST の支援制度の拡充等を含めて検討してほしい。 4. 産学官連携活動に係る諸ルール(利益相反ポリシー、営業秘密管理、共同研究取扱等)の明確化(本編第1章2.(2))に関して、各大学の自主性を尊重しつつも国として(全国レベルでの)、一定の考え方の整理を行った雛形を提示すべき。また、産学官連携活動の現場で発生している問題とその解決に関して事例集的なものをつくるべき。 5. 大学発ベンチャーの促進(2.(4))に関して、 <ul style="list-style-type: none"> ・ より一層の機運の醸成のため、大学発ベンチャーの成功者(また失敗・失敗克服)を事例としてとりまとめ公表することが必要。 ・ 大学発ベンチャーの質の向上のためには経営に関する支援が重要であり、専門家の派遣の支援の拡充が必要。 ・ ベンチャー支援ネットワークの強化のためには資金的支援も重要。 6. 各種の資料(本計画参考資料も同様)において大学知的財産本部として文部科学省の整備事業に採択された43例が掲載され

	<p>ることが多いが、それ以外の独自に運営されている組織についても整備状況を把握し評価すべきではないか。</p>
BC	<p>「知的財産本部」が設置されて、大学における組織は機動的にかつ、効率的に進められるようになってきたが、知財本部活動の増大に伴い、限られた人数と予算で産学官連携を現状レベルで推進するには業務を重点化する必要がある。現在までの不特定多数の企業や機関を対象に行ってきた知的財産推進本部主催の広報活動（フォーラム、セミナー、講演会など）の対象を絞ったものにする段階に来ていると考えられる。</p> <p>また、特許出願も事業化の可能性が期待できる研究を選定し、出願手続の効率化と予算の儉約を目指すべきであり、特許出願件数で知的財産活動の評価をする風潮を再考する必要がある。</p> <p>知的財産活動に従事する次世代の若手人材の育成に対する施策がこれまでほとんどなされていない。</p> <p>海外出願に対するスタッフがいない状況で国際特許出願をしている状況で、将来的に知財紛争が生じた時に大学として対応できない。一大学ではなくて、大学で連携した海外出願事務組織が緊急に求められている。</p> <p>知的財産本部を管轄する事務職員が2-3年で定例異動となる人事システムが、専門知識を必要とする知的財産業務の効率を低下させ、また、企業などとの信頼関係を構築する上で大きなマイナスになっている。</p>
BD	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産推進計画 2006 における大学知的財産本部、TLO及び産学連携活動に関連した記載内容について概ね理解できる。しかし、 2. 地方大学における産学官連携活動において、知的財産本部及びTLOの役割は、極めて重要である。全体的に両者の業務は一部重複していると思われるが、地方大学において実際に派遣・手当てされている人員は、僅か数人である。従って、大学の規模・事情に応じて知的財産本部の業務とTLOの業務を補完し合う形で運営している。 3. 一方、知的財産本部整備及びTLOの事業は、5年間の時限立法で、しかも補助金で運営されている面が強いと思われる。 4. 特許出願・実施許諾・商品化に成功裏に至るケースは、少なく、また一定の時間がかかることを考慮すると、5年の期間は如何にも短すぎる。本学においても、知的財産本部およびTLOの協働

	<p>でやっと成功するケースが出始めている。</p> <p>5. 知的財産計画2006では、この点を配布資料重点編11pに「各大学及びTLOにおいて、それを参考に自らに最適な体制を構築するように促す」とあるが、知的財産本部制度は文部科学省により、TLOは経済産業省による補助事業であることから、もう少し踏み込んで、「大学によっては知的財産本部とTLOを一体化・連携強化される場合、一定の予算的な配慮をする」ことを記載出来ないか、検討して欲しい。特に、知的財産本部とTLOの運営とそれらの成果がやっとスムーズに出始めている中、時限立法であるからと言って、5年間経費を投入して廃止するのは、投入した経費・税金の無駄遣いと指摘を受ける可能性大である。</p>
BE	<ol style="list-style-type: none"> 1. TLOの機能は、本来大学自身が保有し、戦略的に活用すべきであり、現状を追認した形で外部TLOを存続させることは効率的ではないと考える。 2. 大学知的財産本部を産学官連携推進機構の中に吸収する形もみられるが、その場合でも知的財産管理の一貫性は維持されるべきであり、その機能を失わせてはならない。 3. 産学官連携活動の推進に伴い、事業責任の問題が発生するので、大学は事業者との間でそのなし得る限界について明確な取り決めをしておく必要がある。
BF	<p>特許料等の全額免除措置の延長を要望する。</p> <p>国立大学法人に対しての特許料等の全額免除措置が平成19年3月31日までとなっているが、予算規模も小さく、これから積極的に特許出願等を行っていかうとする本学にとっては負担が大きくなると思われる。重点編11pの「特許料等の減免措置を拡充する」については、大いに歓迎する。</p>
BG	<p>大学共同利用機関知的財産本部整備事業により、4研究機構が連携して整備事業を進めており、この方針に基づき活動している。</p>
BH	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産推進計画2006に関して、大学等における知的財産の創造に関して、大学の重要性の認識および知的財産の創造に関しての大学等へ支援計画内容を評価する。 2. さらに、大学知的財産整備事業終了後においてもリソース（ヒト・物・金）の少ない知的財産本部への支援方法のより一層の充実を求む、—たとえば支援テーマを公募し、予算を割り当てるなどの施策を望む。

2 知的財産教育、人材育成について

機関名	意見
A	<p>専門家を養成する教育を充実させることは重要なことであるが、小中高の教育において知的財産に対するベーシックな理解を与えておくことがきわめて重要である。このような観点からの施策についても記載されることが必要と考える。</p> <p>知的財産をベースに置いた小中高大社会教育システムを検討することが、各段階で必要な教育、人材育成の手順を示すことになり、この実現に向けた計画が必要と考える。</p>
C	<p>知的財産教育については、学部学生を対象とした知財セミナーと院生・ポスドクも対象にしたセミナーを各年1回ずつ開催しているが、十分とは言えない。</p> <p>人材育成については、知財関連フェローシップの充実を図り、知財活動に興味のある院生・ポスドクを積極的に支援・育成していく必要があると考える。フェローには弁理士資格の取得を推進し、弁理士の質・量の底上げを期待したい。</p>
E	<p>目利き人材の育成が急務である。新たな分野における人材を育成する上で重要なことは、将来的なキャリアパスを描けるようにすることと考える。ポスドクの就職先がない、優秀な留学生在が日本に残れない・・・等の問題と通じる部分があるように感じる。社会制度的な支援も含めて、検討する必要がある。</p> <p>また、一地方大学の立場からすれば、技術移転専門人材を常勤派遣してもらい、中で人を育てていく手法が一番効率的であると考えられる。派遣事業および研修事業等の充実を切望する。</p>
F	<p>第5章2(3)及び(4)に関し、大学の教職員も企業に出向できる制度をつくることで、経営センスや市場ニーズを身につけた人材を育成できる。</p> <p>現在の大学の人材育成には計画性や予算措置もなく、教職員各人の独自性だけに委ねている。魅力ある大学作りのために、各大学が教職員を「人材」として育て上げるプランを有しているか、また、それに沿った人材育成を行っているかに関する国等による評価を行うことも必要かと考える。</p>
G	<p>1. 本学では企業の知財経験者を採用することで、専門人材を確保してまいりました。しかし、知財の専門人材は首都圏や大企業に集中し、また、大学知的財産本部整備事業の終了までの期限付き</p>

	<p>採用となることから、優秀な人材の確保が困難となっています。</p> <p>2. 事務職員が、複雑高度化する大学運営に対応するための基礎的な知財知識を身につけることも、専門家の採用、育成と同様に重要です。知財は難しいものと考えられがちで、一部専門家のもつと見る向きもありますが、国立大学の法人化、産学連携の国際化、知識社会の到来により、専門外の事務職員であっても知財に関連する様々な業務が期待されています。事務職員については、従来のジェネラリスト養成を中心とした人事制度の他に、産学官連携に関する専門的知見を有するスペシャリストの育成を可能とする人事制度の構築が必要です。</p> <p>3. 推進計画見直しでは、知財専門人材に加え、専門外の事務職員の人材育成、人事制度に関する政策的提言を期待します。</p>
H	<p>知的財産教育といえば実務担当者が一般的に対象となるが、大学では特にトップ及びトップ層の教育が必要である。文科省の知的財産整備対象校以外のトップ及びトップ層の意識改革を促進するため施策を講じることは大学教職員の知的財産に対する意識向上や取組み改善につながるばかりでなく地域貢献を加速することに結び付くのではないだろうか。</p> <p>(文科省でトップ対象セミナー開催等)</p>
I	<p>産学官連携活動による共同研究支援を含め、大学の研究成果の知財化や技術移転支援体制の強化のために、ライセンス収入の大きい事例をケーススタディとして、研究発掘、権利化、技術移転までをマネジメントできる日本のグローバル企業OBを中心とする人材発掘と育成を図る。</p> <p>特に、1980年代に海外進出した企業の多くが、団塊世代のOBを抱えているので、この人材を知財の国際競争力アップに活用する。</p> <p>また、人文社会科学系大学の教員は知財に関するマインドが低いので、それをどう啓蒙していくかが課題となる。</p> <p>知的財産事務担当職員の継続的な要員養成（内部人材育成）が喫緊の課題であると考えるので、セミナー等による支援策が望まれる。</p>
J	<p>短期間で知財に強い人材を育成することは困難である。OJTなどを活用して教育を行う必要がある。特別な教育機関や教育コースを設置するのは有効であろう。大学は多くの場合、知財を作る教育をしている。知財活用や管理の教育は既存の工学教育の中だけでは十</p>

	分行えない。コンソーシアムなどによる協力体制に期待したい。
K	知的財産人材育成が強調されているが、そのようにして育成した人材の働き場所の確保についても、配慮する必要がある。
M	知的財産教育は、知財の創製・技術移転活動に従事してきた人材によることが不可欠であるが、これらの人材の中で大学等で知財教育を担当し得るものは限られており、個々の大学の自助努力では限られている。予算措置を含む、国の支援が是非とも必要となっている。
N	<p>国際人材の育成</p> <p>国際的な知的財産専門人材の育成については、「知的財産推進計画2006」第5章の2(4)①に、2006年から人材の育成、確保に取り組むこと、大学知的財産本部でこのための取組みを推進することが触れられている。今後、国際共同研究、受託研究、MTAへの対応等、国際的な産学連携の課題を解決するためには、諸外国の知財戦略に対する我が国のスタンスを明確にすることが前提となる。についてはこうした課題を国全体の見地から検討願いたい。国際人材の育成については、上記を踏まえ、各大学において人材育成プログラムの構築・普及を通じて推進していくこととなるが、政府としてもこうした産学連携にかかる国際対応を推進するため、あらゆる取組・支援をお願いしたい。</p>
O	大学知財本部での専門人材育成、また、将来的な人材育成という視点からの初等中等教育、大学における知財教育とともに、大学の現場にあっては、専門的事項への対応については顧問弁護士等を活用するほか、初動的な対応を処理するために、知財業務を担当する事務職員の研鑽に必要な研修等の環境整備を充実し、人材育成を図る必要がある。
P	知的財産人材の育成に関しては、本推進計画において種々の観点から計画が施されているが、加えて以下の点を要望する。知的創造サイクル全体を見通した人材の育成のために、国をあげたキャリアパスの構築に基づく人材育成を提案する。例えば、大学知的財産本部における業務に加えて、国の機関、科学技術振興機関、新エネルギー・産業技術総合開発機構との人事交流、民間企業、特許・法律事務所、技術移転機関、専門職大学院、外国の法律事務所等における実務研修・教育をキャリアに合わせて実施し、キャリアアップを図ることを提案する。これにより、知識・経験・能力の向上が図れる上に、各機関の進んでいる点の普及拡大と共有化が図れることと

	<p>もなり、さらに効果的な人材育成が行われるものとする。</p>
Q	<p>人材はもっとも基本的な知的財産である。優れた人材を育成すべき教育機関の役割は益々重要であるにも関わらず、大学改革の名の下に行われている予算(交付金)削減により、教育現場は汲々としているのが実情である。外向きのアピールや目先の実利にとられず、まずは教育現場の基本体制が充実出来るようにすべきである。また卒業後の研究者への支援体制を充実させることにより、真の人材育成を果たすべきである。</p>
R	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育、人材養成も重要であるが、教育を受けた人材が活躍できるキャリアパスが産、官、学になれば、良い人材は育たない。かかる関連からも大学の産学官連携活動の基盤への国の支援策(知財本部整備事業等)の拡充、継続が必要である。 2. 本学・技術経営専攻のアジア留学生から知財分野に多くの志願があるなど、アジア留学生の知的財産マネジメントに対する関心は高い。大学において、アジア留学生に対する専門家教育とともに企業現場等の実践的環境を活用したインターンシップを行い、我が国の知的財産制度を理解し、日本とアジアの架け橋となる知的財産専門家を育成することが望ましい。 3. 国際標準化活動は企業及び経済産業省が主体的に行うべき課題である。大学は学識経験者の派遣機関及び関連人材の教育機関としての役割に加え、複数企業が参画する標準化研究の中立的実施機関として位置づけることが望ましく、当該研究の実施により関連人材の育成が期待できるのではないか。
S	<p>本学において知的財産権や技術移転活動を専門に修得、または経験した教職員はいないが、今年度から知的財産統括アドバイザーが着任したことから、これらの手法を習得すべく事務局員の特定のグループに対して教育を始めている。このような専門家の派遣システムの定着が望まれる。</p>
T	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学技術系学生に対し、一般技術職に必要な知的財産基礎(著作権を含む)授業を必須科目とする。講師として企業等の知財経験者を起用し、知的財産の重要性と面白さを実際の製品、事件、判例等を紹介して教育する。 2. 特許事務所、企業知的財産部門でのインターンシップ実施を推進する。 3. 大学発知財ベンチャーの創設を促進する。 4. 大学発知財ベンチャー、大学知的財産本部、TL0 において学生

	<p>を積極的に活用し、知財を経験させることにより、知財志望者の増加を図る。</p>
U	<p>人材育成については、既存の国立大学法人の職員採用体系では、そもそも技術的なバックグラウンドと契約法務の両方の素養を有する人材の確保が困難であり、文部科学省及び国立大学法人の事務系職員の研修や人事異動が、総合職を意識したものとなっていることも、人材育成を困難にしている一因であると考えられる。</p> <p>今後はより大きな社会的視点から、これらの事業に必要なリソースのより均衡の取れた配置が必要と考えられる。例えば、技術的バックグラウンドを持つ特許庁職員を、文部科学省と連携して大学の管理職として出向させることなどにより、知的財産に関する学内OJTが実現しやすい環境醸成の振興を検討願いたい。</p> <p>また、単科大学など管理職定数が少ない機関のために、問題を当該機関の人材育成により解決するのではなく、特許庁又は文部科学省内に、弁理士・弁護士などから構成される知的財産や外国契約に関する相談窓口を設置するなどによって、問題解決のサポートを行うことも検討願いたい。</p>
V	<p>地方大学の多くは、限られた人材の中で、知財育成の教育を図ると共に、自ら研修受講を行わなければならない状況にある。一方、この体制整備も地方大学における雇用状況を鑑みると、人件費の兼ね合いからなかなか充当できないことが多く見受けられる。</p> <p>この様な、地方大学の雇用状況から、直接的な教育・人材育成支援のみならず、人材を有効に活用可能な支援を考慮した推進計画を望む次第である。また、地域における教育については、大学と地方公共団体との連携が必要不可欠であり、その実現を容易にするために、人材育成、人材登用についての支援制度の拡充が必要であると思われる。</p>
W	<p>発明の権利化から紛争処理まで一環して携わることのできる知識技能の開発大学知的財産本部に相応しい人材育成及び教育システムの整備と育成機関の確立。</p>
Y	<p>先端技術知識を持った高度な知財人材の出口(就職先)として、TLO、知財本部、都道府県知財担当部署がなれるような、国の支援、誘導的施策をお願いしたい。</p> <p>また、知的財産教育については、文部科学省の現代教育 GP などのプログラムとリンクした支援をお願いしたい。</p>
Z	<p>「1」で述べたような国際連携を進める上では、今までにない高</p>

	<p>度な国際関係事務処理が求められており、このための人材育成はもちろん必要ではあるが、急速な科学技術の進展と世界市場の展開に追随していく上では、知的財産に関連する事務、特に国際特許、契約などの実務について、時間を要する内部人材育成に優先して、アウトソーシングを求めていく必要がある。</p> <p>また、知的財産事務が高度であり、かつ専門的なことから、これらの研修を受けた者のキャリアパスについても十分な検討が必要と考えられる。</p>
AB	<p>本学においても、法科大学院、法学部、MOT等において、積極的に知財教育を推進しているところであるが、地方大学においては、教える人材が不足しており、人材の確保が現実の問題として存在している。したがって、人材活用をスムーズに展開できる仕組みを期待する。</p>
AC	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知財専門人材の強化と知識の標準化に向けた教員や事務職員の研修・教育に関する制度と支援が必要である。 2. MOTプログラムを知的財産教育と深く関連付けているが、技術マネージャーに求められる知財の知識と知財マネージャーに要求される知財の知識は異なっており、工学系教育におけるMOTプログラムにおける知財教育の内容を再考する必要があると考える。 3. 本学工学研究科では実践（試作、試販売、インターンシップ）を通して、企画展開力、ビジネスマインドを持った人材育成プログラムをスタートした。生み出された知的財産をどのようなルートで技術移転するかは、様々な手法があるが知財を「もの」にし、それがどのような流通経路で実用されるのかを実践的に体験させるもので、大学における人材育成の新規な手法と考える。このように各大学が地域の特徴を活かした多彩な手法を引き出すための政策をお願いしたい。 4. 知財やMOTプログラムの教員等への適用もお願いしたい。
AE	<p>知財教育の根底は、社会で実施されるよい知財の発明法を創造する能力を養うことである。つまり、どのように実用的大発明をするかであり、単なる理科教育を超えた難しさがある。そのような教育をできる専門家も現在はほとんどいないのではないと思われる。</p>
AF	<p>知的財産人材を育成するためには、多くの知識の習得や実務経験の蓄積が必要になるため、数年の育成期間が必要になる。国からの中長期的な支援を是非お願いしたい。</p>

AH	<p>大学院修士課程では「研究開発と知的財産権」、学部では「企業家育成」等の講義を開講している。ポスドク 2 名が NEDO フェローとして活躍しており、極めて有力な戦力となっている。また、彼等の知財への取り組み、興味等は旺盛であり、頼もしい。</p>
AI	<p>知的財産の専門職に必要な知識（知財知識、技術分野の知識、その分野が形成するマーケット情報）を身につけるには、企業OB等のアドバイザーと一緒にOJT手法で勉強することが必要である。これらの知識は企業でも5～10年はかかるものであり、知財アドバイザー等の支援期間の見直しが望まれる。</p>
AJ	<p>大規模拠点大学への知的財産専門人材の偏在を回避するために、人材の流動化を促進するべきと考える。</p>
AK	<p>今回の知的財産推進計画2006では知財関係の人材育成にかなりの重点が置かれ、今後長期的展望に於いて重要な施策として高く評価します。一方、大学内の現状に於いては、文部科学省による大学知的財産本部整備事業が平成19年度で終了する事、国内のTL0との連携が必ずしも効率よく構築されていない事、国として国際的な展開を図る方針が示されているもののリスク管理も含め学内の知財管理システムが完全ではなく、対応人材・知識が不十分である事、また学内においても十分な専門・交渉能力を有する人材確保が困難な事、多大の特許関連費用に対する財政的負担が大きい事など、数多くの課題を抱えており、こうした現状の課題解決の為、大学が努力を重ねることは勿論のこと、安定的な体制が確立されるまでのここ数年間、引き続き国の積極的な推進施策、重点的な支援がより望まれます。</p> <p>本学における学生対象の知的財産教育としては、「知的財産論」、「産学連携論」、「特許法入門」、「新産業創成論」等の講義が開講されており、教育的側面での取組は実施されています。</p> <p>産学官連携・知的財産関係部門のスタッフの人材育成としては、従来より研修会・セミナー・説明会等を開催して、他機関を含む関係者の参加を呼びかけ、また、他機関で開催される各種シンポジウム・セミナー等に派遣する等の方策を実施しています。</p> <p>このたび、文部科学省から、「内部人材養成」のための追加予算配分をいただくことが決定し、前記、学内外における人材育成への取組に加えて、外国までを視野に入れた人材育成への取組を立案中で、AUTM（米国大学技術管理者協会）年次総会への派遣を含め、米国・欧州において産学官連携・知的財産活動を活発に行っている</p>

	<p>大学やTLO等の活動の現状を調査すること等を計画しています。</p>
AL	<p>知的財産推進計画も第2期を迎え、大学に対しては保有知財の量(件数)から質(事業性)重視への転換が求められている。これは、知的財産の承継判断にあたり、より高い「目利き」能力を各大学に求めるものであるが、既存の大学の体制のなかではこのような能力を持つ者は少なく、いきおい外部人材に頼りがちであった。</p> <p>とはいえ、外部からの人材登用には多大なコストを要する。今後は、知的財産の「目利き」、あるいはライセンス交渉といった専門性を身に付けた人材を内部育成することが必要と考えられ、そのような方策に資する研修等が企画されることを希望する。</p>
AM	<p>本学は、人事凍結などを進めることによって、必要最小限の人員で学生指導にあたっており、知的財産の社会貢献に積極的な教員・研究者を支援できる体制を自前で用意することが難しい。しかしながら、そのような貢献に必要性和意欲のある教員・研究者がいることも事実であり、可能ならば国として知財関連の事業に専従できる制度のアウトラインを策定いただき、そうした活動を保証できる枠組みをお示しいただきたい。</p>
AO	<p>知的財産教育、人材育成について必要な財源や人材資源は大規模、既に実績のある大学に集中している。後発の大学にとっては不利な状況のように思われる。</p> <p>技術コーディネーターとして活躍できる専門家等の人材育成のための支援が必要である。</p>
AQ	<p>【知的財産インターンシップによる人材育成】</p> <p>教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育環境整備の一環として、将来の知財専門人材や知財創出・マネジメント人材を育成するため、通常の学内での知的財産教育以外にも、知的財産インターンシップ制度の導入を図ってはどうか。本学における学内の学生に対して実施した情報検索専門会社や特許事務所でのOJT教育は授業形態での教育とは違った効果を得た経験から当該導入を提案する。</p>
AR	<p>大学における知的財産権の保有については、役員・教職員の中でその必要性の認識を高める中で、知的財産教育を進めるべきであると考えます。</p>
AS	<p>1. 知的財産について無知なままで社会へ巣立つ大学生があまりにも多い。産業人として職を得る前段階として、知財の基礎概念と知識の教授は必修化されるべきである。なお、研究室に入る専門</p>

課程では、特許や発明が身近になるが、その段階以前の基礎段階にある学生に対しても、彼ら自身が消費者として著作権や意匠権などに強い関心を寄せる状況を積極的に活用して知財啓蒙を進めるべきである。この点で、標準教育のためのモデル教材および教員養成は強く要請されるが、すでにあるインフラの活用も積極的に推進すべきである。すなわち、特許庁作成の各種標準テキストおよび特許庁主催の知的財産権制度説明会（初級・実務者向け）の活用を、大学で積極的に活用すれば、十二分の効果をあげる。これら知財教育の顧客は学生であり、「将来の社会人」であるから、研究者色を強めた「大学向け」セミナーに特化する必要はまったくない。

2. 職業人のキャリアパスに、知財を軸とする途があることを知る学生は極めて少ない。代表格である弁理士そのものも、ほとんど認識されていない。職業選択の一つとして、知財を取り扱う部門、技術移転、企業と他セクターとのコーディネーションなどの様々なキャリアがあることを知らしめるには（職業指導の一環）、知財教育も極めて有効ではないだろうか。
3. 知財教育を受けた学生は、知財を業務対象とするキャリアがあることを認識するので、企業インターンシップで「企業知財部門」を希望するものが少なからずある。しかし、これは大企業の本社部門であることが圧倒的で、つまり大都市部に位置しており、地方大学学生には地理的・時間的・経済的制約がある。これらを緩和するためのインターンシップ支援やインセンティブ（知財部業務のインターンシップには1単位与える等）が効き目あろう。研究職を希望しないが、研究支援業務を望む学生には、知財関連業務が好適なポジションを提供しえることを学生たちにはアピールすべきである。
4. 特許明細書は、技術を文章で表現するため、ある程度高い母国語運用能力を求められる。したがって、考案の機構、効果、作用を他社に適切に伝達する能力養成には、論理性、言語能力、プレゼンテーション能力の涵養が不可欠である。この点で、例えば工学部の教育カリキュラムに知財教育を含めるなど、見直すべき余地は多々ある。選択科目として知財教育が定着するだろう。
5. 学生に対する教育コンテンツとして、特許庁や発明協会による啓蒙に大きく依存しているが、これに限る必要はまったくない。
例えばJETROによる「模倣品対策」および「対策活動」は、

	<p>大学で学生向けにセミナーを開催してほしい。かつて、わが国もたどった模倣活動は、それを受ける側に立つと甚大な被害をもたらす。JETROが収集する数多くの日本企業に対する模倣、侵害事例から、企業利益の遺失、ひいては国益の流出する現状を肌で実感できるはずである。これは学生に対しても強烈的な教育効果をもたらすであろう。</p>
AT	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産教育は、各大学とも取り組んでいるが、更なる内容の充実、新規教材の開発などが必要。 2. 知的財産と産学連携がますます重要になってくることから、知的財産のわかる産学官連携コーディネータを国の支援により育成する。 3. 知的財産人材育成のために、人材の効率的配置を促すことが必要。又、社会連携は、第3の柱に位置づけられるが、携わる常勤人材の育成が極めて、大事（特に若手、非常勤の企業退職者では、後へ続かない）である。積極的な人事配置を促進する。
AU	<p>発明を創造する研究者に対する意識改革・知財教育の重要性を鑑み、産学官連携コーディネーター等の派遣事業を継続して頂きたい。</p>
AV	<p>学生に対する知財教育のためには、体系的カリキュラムを準備していただいた上、高等教育機関での講義の実績があり、その評価の高い講師群を順次地方の大学へ派遣する出前講義をしていただきたい。その講義を全国共通必修教養基礎科目としての位置づけをお願いしたい。その講義を産業界の人々にも開放することにより、地方に知財に精通した人材の育成にも活用したいと考えている。</p>
AW	<p>大学教育の一環として知財に関する教育を行い、知財に通じた人材を育成することも重要であることは当然で、そのための理論および実務に通じた教育スタッフを充実させることが必要であるが、これが大学教育の中心でないので、本筋を忘れないように願いたい。知財は新しい発見発明から生まれる。</p>
AY	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際産学連携における知的専門人材育成は重要なものとは思いますが、すべて大学の産学連携組織内部に加えるのは必ずしも得策ではない。相手国も多様である以上、この業務をある程度アウトソースできる経費支援も必要と考える。 ただし、現有人材の海外研修は有効であるが、研修期間において不足するマンパワー対策が必要である。 2. TLO や知的財産本部への人材確保のための人件費支援をお願い

	<p>したい。</p>
AZ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知財教育においては、特許庁から無償提供される標準テキストを利用している。講義において、講師から生徒に制度の説明をするといった一方通行の講義は生徒にとって退屈になりがちなので、設問やケーススタディー等の生徒と講師が双方向でコミュニケーションできる内容を追加する等の内容拡充を検討して頂ければ有り難い。 2. 知的財産業務には人材の確保、育成がキーであるが、それには原資が必要で、それを知的財産権の活用による収入で賄うことは、当面どの機関においても無理であろうと思われる。引き続き、政府の支援をお願いしたい。
BA	<p>「知的財産教育」といっても、法学科目としての知的財産権法、リテラシー教育としての授業、シーズから権利化にいたる実務的観点からの教育、といったように、その講義の内容、対象は広い。それぞれの観点に対応した教育シフトを整備することは容易ではない。</p>
BB	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学事務職員の専門化を進め、同一部署での昇進が出来るような環境を整える。 2. ポスドク等に対して大学知財本部でOJT形式での知財教育を行なえるようNEDOフェロー等の任期付ポストを拡充する。 3. 大学で知財教育を受けた人材の流動性を高めるため、大学に若手知財人材の任期付ポスト（公的資金による）を増やす。 4. 既存のJST等のセミナーに加え、技術移転等の高度なスキルを身につけるために、第一線で活躍中のアソシエイトによるセミナーやOJT形式の研修を増やす。
BC	<p>知財分野のみならず、研究開発・経営・起業等の幅広い知識や経験を有し、事業コンセプトの創出からプロジェクト運営までリーダーシップを発揮できるイノベーション人材が求められている。</p> <p>それに応えるために、多くのMOT人材育成プログラムが実施されているが、MOTプログラム構成、講師の資質についても不十分との批判もある（平成18年、産業構造審議会）。教材や教育方法の開発、講師の育成などを、さらに積極的に進める施策が必要と考えられる。</p> <p>また、学生の実践力を向上させるために、大学等のシーズや知財を契機に国際的な商品やビジネスモデルを構築するという目的で取り組む、留学生や海外の研究者を含めたチーム構成によるPBLも</p>

	効果が期待できると考えられる。
BD	<p>1. 知的財産教育・人材育成を行うための施策について、良く理解できる。一方、地方大学において、大学の規模・予算的余裕（新たに外部から教員を雇用するなど）から大学院修士課程においてMOTプログラムとして、講義程度の設定はできるが、経営学修士や知財専門化コースなどの設置は不可能な大学もある。</p> <p>2. 従って、知的財産管理に関連した地域における人材育成の緊急性に鑑み、地域における人材育成塾を設置するなどの制度・仕組みを手当てする必要がある。この点を明確に記載して欲しい。</p> <p>3. また、人材育成ではNEDOフェローなどの制度を延長・拡充するなども必要である。</p> <p>4. 中小・ベンチャー企業の人材能力向上（本編 78p）に関連して、中小企業大学等の特定施設における講義・研修等の充実のみならず、予算的な手当ての検討をして欲しい。このような施設は全国的に少なく、従って、本施設の有効利用の面から、ある程度（旅費等）の予算的裏付けが必要と思われる。特に、本編 84～87pに地域における知的財産戦略として幾つかの施策・考え方を記載されていることは評価されるし、この点を最大限効果あるものにするために、「予算的な配慮」を検討して欲しい。</p>
BE	<p>1. 各大学に対し、少なくとも理系の学部には知的財産教育のカリキュラムを組み込むことを奨励し、その実施状況についてフォローすべきである。</p> <p>2. スペシャリスト養成の観点から、知財部門に配置の事務職員については、通常の異動対象から除外すべきである。</p>
BG	国大協主催の「大学マネジメントセミナーⅢ（知的財産編）」（仮称）の開催を希望する。
BH	<p>1. 高度化知財人材の育成 単なる技術の目利きではなく、基礎研究を応用—実用研究まで、運用ができる、イノベーションをプロデュースする高度化人材の育成が必要である。</p> <p>2. 既存の教育への知財の視点の付加 現在の大学教育のなかに、知財教育の枠を設ける方法以外に、既存の科目に知的財産創造保護活用に対する、底上げのための既存の科目内への知財の視点の付加が必要。</p>

3 コンテンツ分野について

機関名	意見
A	コンテンツ分野について、職務上の取扱いに関するガイドラインを国大協として、検討していただきたい。
F	著作権法をはじめとする関係法令の教育の充実も併せて記載してほしい。
G	<p>本学では、E-learning（ネット上で動画等を配信する講義、またはその教材）やデジタル化した教材等を社会で活用する場合に、著作権をどのように取り扱うかが問題となることがあります。</p> <p>著作権では、人格権的要素が強い点が特許等の他の知的財産と異なり扱いが難しいので、デジタルコンテンツを第三者へ提供する場合の注意点を検討して統一したガイドラインの提言を頂きたいと思えます。</p>
H	コンテンツは発展途上にあるので、とりあえずはコンテンツの管理を主体にした取組みに着手すべきである。
J	教育と研究という大学の使命からは、コンテンツという概念が生まれにくい。教員側にコンテンツ制作を研究と見る理解が必要である。特に文科省内での理解が不可欠である。
P	大学においては、教員が作成する教材の著作権に関して、特にeラーニングにおける教材のコンテンツの取り扱いに関して複雑な問題が生ずる場合がある。学内における場合、学外の大学等への配信の場合、外国の大学等との間の配信の場合等に関して、柔軟な著作権の取り扱いや仕組みが必要である。これらの点に関しても推進計画においてご検討いただければと考える。
Q	<p>1. ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略は、コンテンツ部門（情報系）と並列し考えられているが、独立して考えるべきである。計画総体の方向性は、科学技術が標榜する先行者利益、あるいは直接的利益を享受する競争社会の必然と理解できるのだが、純粋に経済や産業と直接連動しない芸術文化的な国家戦略の策定視点があっても良い。</p> <p>2. 先端には二つの極がある。一つは科学技術的先端であり、知財獲得に向けた競争原理意識に基づく戦略といえる（中国、韓国、インド等）。これと対極をなす先端は、いわばそれぞれの国が蓄積してきた文化や伝統芸術であり、競争原理に振りまわされない深みのある独自の戦略構築を可能とさせる（フランス、イタリア</p>

	<p>等)。知財はフローする先行革新という戦略のみならず、文化にこだわるストック知財の活用もありうる。</p> <p>3. 知的財産推進計画2006が進めるライフスタイルをいかした日本ブランド戦略は、食文化とファッション文化に照準するが、やや偏った視点ではないかと思われる。ブランド構築の基盤には、機能や品質などの評価レベルのみならず、情緒やセンス等、美意識や美学的価値要素の盛り込み方が重要である。</p> <p>ここでは既に認知されている日本の食に関わる施策が述べられているが、ライフスタイル（生活様式）となると、いわゆるデザインが抱えるさまざまな領域との関係性で、日本ブランド（ナショナルブランド）とは何かを再構築する必要があると思われる。</p> <p>4. 優れたコンテンツを生み出すためには、性急に目先の産学連携による実利にとらわれず、創造活動を支える基礎的な研究・活動分野への支援を充実させる必要がある。</p>
S	<p>食生活の安全安心を推進する国の施策を実施するため、従来の管理栄養士教育の上に農学、理学を習得した高度の管理栄養士を育てる必要がある。</p> <p>このことにより、指導的管理栄養士として日本の食生活の安全、安心を担うとともに世界的公的機関（ユネスコ等）で活躍する人材の育成を目指している。この分野の重要性を強調したい。</p>
T	<p>これは芸術家と職人の育成であり、通常の知識人の育成とは異なる。そこで、</p> <p>①いくつかの国立大学に工業デザイナーとクリエイター育成を目指す専門学部を設置し、徹底した育成カリキュラムによって即戦力になる人材育成を行う。</p> <p>②工業デザイナーやクリエイターとしての素質は特別なものが必要であり、且つ一般には若い感覚が要求されるので、入試段階から特別な選別試験を行い、関連する歴史、文化、技術、経営論等に加え、多くの時間を実務演習に費やす。</p> <p>また、そのような教育が出来る人材を現場から招聘する。</p>
U	<p>ほとんどの大学では、特許、ソフトウェア、ノウハウを軸とした知的財産活動を展開しており、コンテンツにまで手が回らないものと思慮される。</p> <p>一方、特に、デジタルコンテンツなどを創出する可能性のある、専門の部局組織を設置したり、コンテンツの創出に関する事業を展</p>

	<p>開している大学が存在するものと考えられる。</p> <p>従って、このような大学をモデル機関として指定し、コンテンツに関する教育とコンテンツの創出、管理、活用サイクルの確立に関する事業を委託してはどうか。</p> <p>そして、このようなモデル事業の成果を公表し、他大学がコンテンツの取扱いを検討していくことが有効であると思慮される。</p> <p>また、このような機関が、時には近隣の大学に対して、コンテンツに関する教育や、創出したコンテンツの技術移転なども請け負うことができるの良いものと思慮される。</p>
V	<p>映像に関する安全安心については、道徳的な倫理のみではなく、映像酔い（中国地方の中学校の例等）を始めとする身体的安全性を考慮することをお願いしたい。</p>
Z	<p>いわゆる著作権を生じる大学教職員の職務上の活動成果については、これまで教職員自らの著作物として、大学に帰属するものとは考えられていなかった場合が多いものと考えられる。</p> <p>今後は、国がコンテンツとなる著作物についても知的財産として明確に位置づけ、大学に権利を帰属させて第3者から知的財産収入を得ていくことを実例を踏まえて指導していくことが望まれる。</p> <p>本学では、e-learningの教材・プログラムなどを、他に先行して開発しており、さらなる展開が期待されているが、これらのコンテンツの保護に十分な配慮が求められる。</p>
AA	<p>発明等の産業財産権については、研修活動などその人材養成等が進められてきているが、教育機関である大学においてEラーニングが盛んになってはいるものの、教育コンテンツについての共同利用の促進は進んでおらず、その知的財産上の取扱いについて周知が未熟な状況にあるため、共同利用の促進及び共同利用に関し、教育機関への教育・研修体制を整えることが必要であると思われる。</p>
AB	<p>従来から、特に積極的に意識していなかったものの、その重要性に関しては十分に理解している。今年度から、著作権の問題を中心に組織的対応を整理しつつあるところであるが、コンテンツ分野と従来の学問体系との整合性が取りづらい点が難点である。</p> <p>そこで、コンテンツ分野を強化するための道筋がより鮮明になる方策を明示してもらえたことが極めて有用であると認識している。</p>
AC	<p>大学でコンテンツ大国を目指した教育を行うのに並行して、大学内における著作権に関する認識の向上を図り、大学が教育・研究と同じように著作権意識の最も高い組織となる施策を行う必要がある。</p>

	<p>ると考える。</p>
AH	<p>コンテンツの独創性や普及を図る上で、厳正な権利の保護体制が必要と思います。</p>
AK	<p>大学が関係する知財そのものに関しても、ソフトウェア・情報コンテンツ、通常の方法・製造等の特許、医薬関連特許、また研究マテリアル等と非常に広範囲となっております。</p> <p>更に、国内・海外企業等との交渉・契約との対応体制の確立も急務で、一大学内で全ての人材の確保・対応組織の整備は必ずしも容易、効率的でもなく、国として有効的な施策整備を行っていただきたいと思います。更に、大学特許費用に対する特許庁の優遇処置、海外出願に対するJSTの支援の継続を検討していただきたいと思います。</p> <p>また引き続き、グローバルな視点から、国による先願・先発主義の違いの解消、取り扱いの共通化等、国際的な特許の取り扱いの簡素化・共通化等にも積極的に取り組んでいただく事を希望します。</p>
AL	<p>特許出願の重要性についての啓蒙に関しては、知的財産本部の設置に伴い、一定の成果が得られつつある。その一方、著作物の創作や利用に関しては、教職員、学生など多様な立場の者が所属している大学の性格上、単純なガイドラインを作成することが困難であり、かつその専門家も確保できていない状況である。</p> <p>しかしながら、コンテンツのなかでも特に産業的利用が想定されるプログラムについては、教員個人所有であるそれを共同研究で利用したい旨、民間企業が大学に申し出る事例など、その取扱いについて組織的に精査する必要が現実には生じており、他大学の見解を伺いたいところである。</p>
AM	<p>ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める方針は、本学としても興味深い試みである。例えば、「日本の食文化」を海外に発信する人材を育成しようとするならば、その一方で「世界の食文化」に対する深い知見も必要と思われるからである。</p> <p>世界の文化を深く理解したうえでこそ、日本文化の特性や長所を見つめ直すことができるとの考えに立つならば、本学は、本学に蓄積された世界 24 言語が使用されている地域の文化・社会・習俗に関する知見を積極的に提供していくことができる。</p>
AO	<p>ファンドあるいはグラント等の充当、充実が望まれる。</p>

AQ	<p>【コンテンツ産業に係わる人材育成の方向性】</p> <p>コンテンツ分野における「放送と通信との融合」を核とした様々な技術・サービスに対応できる人材の育成を図り輩出することは、今後の我が国におけるIT産業発展の一翼を担う面で、大学の使命である。しかし、当該産業界においては、「放送と通信との融合」を巡っての激しく早い技術変遷やM&Aから始まり、複製防止等のネットセキュリティーの構築、放送法と著作権法における「放送の概念の整合性」を図っていく課題等を含めた著作権法の改正、ネットの世界における脚本を修正・判断できるプロデューサーの育成等々、高低縦横に複層した諸課題を内在している。</p> <p>従って、行政としてこのような諸課題を内在したコンテンツ産業に輩出する人材育成のあり方について産業界と充分論議し、その論議を踏まえた指針の提示をお願いしたい。</p>
AS	<p>大学生はコンテンツの巨大な消費者である。したがって、この層にコンテンツを消費の対象としてのみならず、国益を生み出す貴重な生産財でもあることを啓蒙する必要性はきわめて高い。この観点から、プロデューサーやクリエイターのみならず著作権や通信権といったコンテンツの周辺領域のマネージャーも養成するべきではないか。100名の宮崎駿を生み出す困難な途と並行して、100社のスタジオジブリを生み出す人材養成が我が国には重要ではないだろうか。</p>
AU	<p>1. 著作権について</p> <p>パテントポリシーと同様に、コピーライトポリシーを策定する必要があるが、コンテンツ系の著作権をどう扱えばよいかを明らかにする指針（ガイドライン）が必要である。</p> <p>2. 費用</p> <p>コンテンツ作成のプロジェクト遂行のための費用をどうするかが課題である。</p>
AV	<p>学生教育用に創作された教員の著作物や他大学の教員の作成教材は、それらに著作権があるとの認識が希薄なまま引用などの運用がされてきた。教材をデジタル化する、いわゆるe-ラーニング用教材においては、無断利用は許されるべきものではない。</p> <p>教育コンテンツは、大学の広報活動にも利用できるものであり、著作物に関して学外者との権利関係を明確にできる手法として、大学教材の管理機関（例えば日本音楽著作権協会のような組織）を国が立ち上げれば、全国の教員が他の教員の著作物等を安心して供用</p>

	できる。
AZ	芸術系の大学にも、知的財産活動への参画を呼びかけるべきであろう。
BB	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンテンツの保護を著作権とは切り離し、大学において作成したコンテンツの民間移転を進めやすいように、特許法に近い、登録・保護制度を作る。 2. コンテンツ業界の人材の流動化を進め、大学での教育にコンテンツ業界の人材を活用しやすくする。 3. 大学からの商標・意匠等の出願に対する支援を行なう。
BE	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンテンツ保護のためには、現行著作権法では円滑な管理が困難と考えられるので、特別法で保護することを考慮する必要がある。 2. 大学における著作権の管理は、職員等の個人著作物及び大学の法人著作物を含め未整理の点が多くあり、これらについて国レベルでの指針を明確にする必要がある。
BG	大学共同利用機関知的財産本部整備事業により、4研究機構が連携して整備事業を進めており、この方針に基づき活動している。
BH	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教員の教育コンテンツ作成への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの保護に重視を置かれている、その一方、教育目的に関する、特に教員のコンテンツ作成に関しての考慮が少ないと感じる。 ・教育目的のコンテンツ作成およびそれを用いた e-learning システムに関する、体制作成の支援をお願いしたい。特に教育目的の著作権処理の簡素化を求めたい。 2. データベースにおける支援 <ul style="list-style-type: none"> ・データベースにおいても、一種の研究コンテンツである。学術利用のデータベースに関しても、その創造、保護、活用における支援を願いたい。

4 大学経営の立場から見た知財問題、知的財産推進計画について

機関名	意見
A	<p>「1」に記載したが、ポスト大学知財本部整備事業に対する施策が必須である。</p> <p>また、知財関連は大学としての恒常的組織として運営されるべきものであり、明確な予算処置が行われるべき性質のものと考えられ、このような形での運営を方向付けることも必要と考える。</p>
C	<p>特許の出願に関しては拡大・拡充を推進する動きが多いように感じるが、出願しても、実施契約に至る可能性が低く、今後増加が予測される出願・管理費用に対して、人員の配置等が負担になるのではと危惧している。また、仮に予算・人材の確保ができて、大学の規模が小さく、取扱件数が少ないので、費用対効果については常に疑問が残る。</p> <p>安易な拡大・拡充により大学経営の足かせとならないよう、常にバランスを考慮しつつ、大学の個性・規模に合った活動を、安定して継続できる体制を構築することが重要だと考える。</p>
D	<p>大学で生まれる特許の性格上、現実には大学の知財収支を単独でバランスさせることは大変に難しい。現状の延長上の知財活動では、保有特許年金額の増加により大学の知財収支は2017年から急激に悪化することが確実である。したがって、知財マーケティングの強化が必須であることは自明であるが、一方で、2007年度からは出願の抑制と保有特許の厳選・取捨選択が必要となる。どの水準の特許まで出願・維持が可能かは、金銭面での支援の水準に大きく依存する。新たな資金源を確保できない場合、かなり高い水準の特許も放棄せざるを得なくなることは明白である。</p>
F	<p>【知財推進計画について】</p> <p>各大学独自に予算化し、自ら実行しなければならないという強い必要性を感じるような推進計画の文章にすべきかと考える。</p> <p>【知財問題】</p> <p>知財の創出・保護・活用に要する経費に見合う収入の確保のための組織整備や人員の配置に苦慮している。現役の若手から退職者も含め、企業の知財担当者や新規事業企画経験者からみて魅力ある第二の職場として大学の知財本部を見てくれるような職種にしたいと考える。</p>
G	<p>1. 法人化後3年目に入り、出願した発明の維持、管理を行ううえ</p>

	<p>で新たな局面を迎えています。具体的には、審査請求案件の絞込が今後本格化すること、拒絶理由通知への対応等の中間処理件数が増加すること、特許料、維持料の免除の移行措置期間が今年度をもって終了することなどによる人的、金銭的負担の増大が予想されます。実用化まで長い年月がかかる事が予想される案件などは、短期的な活用とは別の評価区分での特許費用負担について、学内の理解を得る必要があります。このような国益上重要な特許の権利化・維持費用については、JSTの特許出願支援制度とは別の観点での国の補助を望みます。JSTの海外特許出願支援制度につきましては、今後も継続して頂きたいと思います。</p> <p>2. ライセンス収入は「大学運営資金」に分類され他の通常の収入と同様に取り扱われますので、繰り越す場合は、余剰金として文部科学大臣の承認が必要となります。しかし、ライセンス収入は発明者への対価や研究費の原資としてその一部が使用され、研究者のインセンティブとして活用されます。このため、共同研究や受託研究、寄付金などの外部資金のように、手続を要せず繰り越すことができることが望ましいと思います。また、ライセンス収入は、ライセンス先からの報告により初めて額が判明するので、収入額を事前に予想することが困難であり、計画的執行にもなじみません。この観点からも、ライセンス収入の入金年度に拘らない柔軟な制度が必要です。</p> <p>現状ではライセンス収入額が、大学全体の予算のなかでまだそれほど大きくないことから、各大学の個別の問題として考えられ、各大学の運用で解決していると考えられます。しかし、発明者のインセンティブの向上の観点からも、国立大学法人全体の問題として議論の俎上に載せて頂きたいと思います。</p>
H	<p>財政的支援を受けていない大学の知財は将来的な知財運営が極めて難しい。最低限の人件費を確保する位の支援を行わなければ、せっかく民間から知財のノウハウを得たとしてもたちまち失うことになってしまう恐れがある。</p> <p>大学に対する特許庁手数料（出願料等）の減免措置は平成19年4月1日以降も継続すべきである。その理由として大学は業として実施できないことがあげられる。（企業と大きく立場が異なる。）</p>
I	<p>前述したように、知財管理の面で、知財の創造から活用までのシームレスなシステムと知財に関するバランスシートを作成することによって、大学経営に対する知財の寄与度が明確になると思われ</p>

	<p>る。</p> <p>更に、知財の年度毎の維持・活用マネジメント方針の決定（有効活用が期待できない知財の放棄等）、研究成果の機関帰属条件の柔軟な運用、特許出願やライセンス契約の迅速な対応と柔軟な運用など、ソフト面の充実が更に必要と考えられる。</p> <p>また、積極的な研究者に対する研究推進や特許出願サポート体制づくりを進めると同時に、研究者のやる気を喚起させる業績評価制度も重要である。</p>
J	<p>地方国立大学の立場からは、知財が経営に与える貢献を過大に見積もることはできない。実際、研究成果は多くは知財とはならない。第一義的には教育にその成果が生かされる。教育研究の方向性の一つととらえるべきである。分野によって知財に結びつく教育研究もある。その場合は、企業からの十分な支援が必要である。</p> <p>もちろん、知財にすぐには結びつかなくてもその種となる研究が多くある。そのためにも、大学の基盤研究推進が重要であり、国からの支援増が求められる。</p>
K	<p>1. 本学において、知的財産権の実施料は、企業から大学へ直接納入される。その収入の取扱いは、「その他雑収入」となり年度繰越しができないので、国として年度繰越しができるような柔軟な取扱いにしてほしい。</p> <p>2. 共同研究等については、一部の大学の調査では、大学の負担している経費は、主たる研究者の人件費や施設設備の減価償却費を含めると、企業負担分の6倍～11倍に達しているという意見もある。しかし、共同研究等契約では知的財産権が生じた場合、企業と大学が持分均等で共有になるという取決めをしている大学も多い。また、共同研究の実態が、実質的には委託研究であるという場合も多い。このように、国民一般から見た場合に、共同研究における知的財産権の取扱いが公正に行われておらず、共同研究を行った企業だけが不当に利益を得ている感があるので、大学と企業との間の共同研究等における知的財産権の取扱いについては、研究の実態や費用負担の割合に応じて定めるよう企業側の理解を求める必要がある。</p>
L	<p>「知的財産推進計画2006」第1章1.（3）に知的財産関連費用の支援に関して、記載されている。現在、国立大学法人においては産業技術力強化法附則第3条（国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等）において国とみなされ、特許料、審</p>

	<p>査請求料，維持年金が免除されているが，平成19年4月1日以降は半額軽減となるため，より大学に負担を課すこととなることから，産業技術強力化法附則第3条の期限の延長をこの項に盛り込むことを要望したい。</p>
M	<p>知的財産の権利化・維持にはそれなりの経費を要するが，これらの権利化から技術移転までにはかなりの時間的ずれを生じる。特に，大学における特許の多くはいわゆる基本特許に相当するものも多く，このままでは直接生産に結びつかないものが多く含まれ，その分，技術移転までの期間が長くなる傾向にある。このようなことから，特許化を積極的に推進すればするほど，大学経営が苦しくなっているのが現状である。</p> <p>特許には国内特許と海外特許があるが，国際的な影響力を考えた場合には海外出願が必然的である。しかし，海外出願では国内出願に比べて膨大な経費を必要とすることから，大学独自の出願ができず，JSTの援助を期待せざるを得ないのが現状である。このため，JSTの予算規模によって海外出願の可否が決定されてしまうことが多く，有効と思われる特許の海外出願の多くが阻まれている。</p> <p>この点を解消すべきである。</p>
N	<p>1. 日本版バイ・ドールの徹底、及び円滑な運用</p> <p>① 委託者（各省庁、独立行政法人）によって、各種報告の時期や様式等が異なるため、大学における業務負担が増大するケースがある。研究内容の特性に従って必要な事項を除き、様式等を含めた運用の統一を図ることが望ましい。</p> <p>② 一部の委託研究において、収益納付を義務付けていることがあるが、このような義務が課されると、大学として積極的に権利化を図ることが困難であるため、収益納付義務は撤廃すべきである。また、実際の運用について照会しても不明と回答される場合がある。少なくとも大学において予見可能性を可能とするよう、独立行政法人等に指導を徹底いただきたい。</p> <p>③ 再委託の場合において、日本版バイ・ドールの運用が徹底されていないケースがある（再委託先に知的財産権が帰属しないで委託先に帰属する）。日本版バイ・ドールを再委託研究においても反映されるべきである。</p> <p>④ 委託研究における報告書等にかかる著作権を委託者に帰属させる契約書が散見される（情報通信研究機構等）。研究者が研究成果を広く公表等を行えるように措置するべきである。</p>

2. 研究者の流動化への対応

大学においては一般企業より研究者の移動の機会が多く、他の機関へ移動した場合の知財権の移動、移動後完成した発明等の知財権の帰属等の検討課題を抱える。この問題は、次に上げる学生への対応以上に、機関毎の判断に委ねることは混乱を招くと思われるので、国等のオープンな場で具体的な議論を進め、運用指針を提示していくべきである。

3. 学生への対応の明確化

ポスドクや院生・学生による発明の権利の帰属や守秘義務に関しては、知的財産計画 2006 の第 1 章 2. (2) ②に、2006 年度中に大学の規則等の整備状況や運用状況につき調査を行うことが記されている。しかしながら、教育基本法により保護されるべき学生等の得た知的財産の取扱は、国全体として、教育基本法のも精神も踏まえた大局的見地から統一的な対応策を策定することが望ましい。

特に、申請・権利化することにより権利が生じる特許と異なり、申請なしに権利が個人に発生する著作権（職務著作を除く）の取扱については、学生等の寄与分（権利）が知財権としての活用の際に支障とならない仕組みを考慮しておく必要がある。

また、学生の知った情報に関する秘密情報管理についても、教育が密接に関係している点、契約で拘束することの可否等、統一的な対応策の検討が望まれる。

4. 特許法 30 条適用

以下を関連省庁に働きかけることを検討願いたい。

- ① 大学においては、教官、学生による学会発表等が同時期に複数ある場合が多い。このような場合、一定範囲の同時期に開催されたものであり、その発表内容が同一のものについては、最先の公開について書面を提出すれば、他の公開については省略できるようにする。
- ② 大学における学位論文等の発表に関しては、形式的な主催・共催の要件に限定せず、「特許庁長官の指定する団体」である大学の開催する集会であるとして扱いことを明確にする。
- ③ 今後は、研究成果を最先に公開するが増加するものと思われ、指定を受けていない海外の団体についても適用されるようにする。

	<p>5. ライセンス対価としてのストックオプションの扱い</p> <p>ライセンス対価としてストックオプションを取得することが2005年3月から可能とされたが、未だ、国立大学法人においてストックオプションの行使は禁止されている。実務上、ストックオプションの行使により大学財務に損害を与える可能性が極めて低い一方で、ストックオプションの譲渡を可能とさせるために、ストックオプション発行会社であるベンチャーに過度な負担を課している。これらのことから、早急に、国立大学法人におけるストックオプションの行使を認めるべきである。</p>
0	<p>国際競争力の強化は今や大学経営上不可欠であるが、国際的共同研究の成果である著作権の取り扱い等、知的財産について国内にとどまらず国際的な視点から迅速かつ確実に法的に対応できる組織運営体制が必要である。</p>
P	<p>大学の使命である教育と研究とのバランスをとって、知的財産推進計画に基づく産官学連携活動を進めるべきであり、現在の推進計画に基づく実施の方向を概ね歓迎する。</p>
R	<p>1. 我が国各大学における産学官連携活動の体制は近年急速に整備されてきているものの、これは国の予算による支援策によるところが大きく、かかる支援策なしに自立的に活動を展開できる大学は少なく、今後、産学官連携活動が縮小する恐れすらある。「知的財産推進計画2006」に掲げられている個別の論点も重要であるが、まず基盤整備としての国の支援策（知財本部整備事業等）の拡充、継続が必要である。【再掲】</p> <p>2. 知的財産活用推進の一側面として、関連の訴訟リスクの増加がある。国立大学法人は、国立大学時代には訴訟は国（法務省）が担当していたが、この面での特別の予算的・組織的措置がないままに法人化が行われ、訴訟リスクへの対応が必ずしも十分ではない。訴訟リスクに対する大学マネジメントの体制整備・改善のために国の支援策の策定が望ましい。</p>
S	<p>知的財産の特許化には経費がかかる。基礎研究を主として行う大学では実用的なものは少なく技術移転を行うにも時間がかかる。特許化の推進は運営費を圧迫しかねないので、本学としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企業による事業化が見込まれるもの ② 事業化に際し、特許等による「権利化保護」の必要が認められるもの ③ 権利化が認められるもの。

	<p>以上3点の要件を満たすものを大学帰属にする方向で検討している。また、国内特許に比べ、海外特許については多額の経費がかかり大学の単独出願が困難であるので、JSTの援助は必要である。</p>
T	<p>1. 大学において知的創造サイクルが一応回るようになるには、10年から20年の年月が必要であり、大学知的財産活動を引き続き支援する。</p> <p>2. その場合、各大学にすべての知財機能と専門家を配置するのではなく、各大学には戦略立案、意思決定、研究室回りと発明発掘、技術移転営業、法務、教育等の機能を持たせ、JSTなどに技術分野ごとの知財専門家集団と知財管理機能等を置き、参加大学に専門的サービスを提供する体制とする。</p>
U	<p>一部の大学を除き、経営者や大学の管理職に、知的財産に関する専門的知識、経験、企画力、判断力が不足しているものと考えられる。</p> <p>民間企業では、知的財産を担当する役員を置くなどの組織形成の動きも見られることから、大学が産業界と同等のレベルで議論などを行うことができるようにするために、大学にも組織や規模に応じて、知的財産を担当する役員や管理職を置くほか、知的財産や法務に携わる専門組織を設置し、各般の知財問題の解決にあたらせるとともに、知的財産推進計画に掲記された課題の実施にあたらせる必要があると思慮される。</p> <p>また、予算的な見地からは、特許に係る費用の減免制度、国際出願に係る諸費用の助成制度の継続と拡充をお願いしたい。</p>
V	<p>大学における知的財産は、多くは基礎的な研究による成果であり、即社会への還元結びつかないケースが大半と言える。この意味で知的創造サイクルは、短期間で実現できるものではなく、この間の出願等に要する経費は、減免措置が切れると財政的にも相当な出費が避けられない。一方で知的財産の社会的な重要性を説きながら、一方では、営利を目的としない大学法人にあって、相反するような事態が展開することとなる。この知財計画の推進を人材育成や利便性等を高めるだけではなく、経営面からも引き続きこの減免措置の延長をお願いしたい。</p>
W	<p>国選弁理士（具体的には国選弁護士のような制度を想定し、通常の4分の1から5分の1程度の費用で対応してもらえる）の検討の必要性、特許出願等に係る経費創出の取組（出願料等免除措置の延</p>

	長及び学内の自助努力)の必要性
Y	<p>知財本部は、当面コストセンターにならざるを得ないので、そのためには引き続き国の支援が必要不可欠である。</p> <p>知財の多面的な活用には、自治体及び地元企業等との連携を一層促進させる必要があり、そのための施策を継続するとともに、新たな誘導的施策の創設も必要である。</p>
Z	<p>国立大学法人が個々に知的財産の技術移転を推進し、外部資金を獲得していくことは極めて重要であり、産学連携が地域産業の再生・活性化にもつながることは明白であるが、知的財産の制度面、国際連携などでの国際特許、契約、係争などへの対応については、国が中心となり、もしくは地域ごとに国立大学法人の知的財産を取り扱うセンターを設置し、諸外国に対して一元的に対応するシステムを構築することによって、大学が、より教育研究活動に特化することを可能とし、知的財産による全体の収益の一部を、財政の厳しい国立大学法人に分配していくという方法も考えられるのではないか。</p>
AA	<p>高等教育機関としての大学においては、知的財産のサイクルだけではなく、その知的財産を活用した知財マネジメントをどのように行っていくか検討することが必要である。</p>
AB	<p>知的財産活動に必要な財源については、間接経費及び平成17年度から導入した共同研究等の大学独自のオーバーヘッドでカバーする方針はあるものの、将来的には悩ましい問題である。</p> <p>知的財産推進計画については、大学として可能な限り取り組んでいきたい。</p>
AC	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学における知財の活用による社会貢献の責務と外部資金獲得の必要性について、同義として進める部分と相反する部分とを明確に認識する必要があると考える。 2. 大学における知財活動は、知の創造サイクルに資するものでなくてはならない。大学機関帰属として一元管理することは当然であるが、維持管理を効率的に行うためには目利き選択が必須となり、その人材確保が急務である。また技術移転を意識した大学人の活動にそれなりのインセンティブが返る仕組みづくりが望まれる。 3. 大学は大学全体の知的財産関連活動が統一的に、有機的に行えるような知的財産マネジメント体制（研究・教育の源流や発明の発掘・出願から知的財産活用までの一貫通貫で、全体を見渡せ、

	<p>かつ活動の全体の情報・ノウハウをしっかりと内部把握、共有できるシームレス体制)を目指している中で、推進計画総論は統一されているが、各論では文部科学省、経済産業省等はそれぞれの施策を行っており、それぞれの施策により大学側においては不統一や不整合が生じることもあるため、文部科学省および経済産業省が、上記知的財産マネジメント体制整備がしやすいように、統一的・整合性のある施策を予算面も含めて可能な限り一本化することが望まれる。また、それぞれの知財関係者(アドバイザー、コーディネータ等)を統一することも望まれる。</p> <p>4. 大学の国内連携や国際的連携を促進する中で、オープン戦略(技術流出)と、秘密管理・輸出管理(外為法等)のギャップを埋めるガイドラインや指針が望まれる。</p>
AD	<p>産官学連携に関するルール作りに当たっては、大学のアカデミックとしての立場や役割、基礎研究の重要性などに最大限の配慮を行うべきである。</p> <p>(理由) 大学において優れた知的財産を創造し続けるためには、研究者の主体性と活動の自由を尊重した研究環境の整備が不可欠である。昨今の過度の営業秘密管理強化や不実施補償除外条項によって研究者の意欲が削がれることのないよう産官学連携に係る産・官・学の各関係者はお互いの立場の理解に最大限に留意すべきである。</p>
AE	<p>知財らしきものが貯まりつつあるが、これを、収入に結びつけるところにバリアーがある。一見よさそうな案件については、大学発ベンチャーにより、実施する道があるが、これは、企業経営の個人的責任が重く、大学人にはなじみにくいと考える。</p>
AF	<p>知的財産業務をする部門は、総務や財務部門と同様に大学には必要不可欠なコストセンターであり、決してプロフィットセンターではないことを認識する必要がある。各大学が継続して研究教育活動を行い、その研究成果を社会還元していくためには、戦略的に知的財産権の取得、活用する部門が不可欠となる。大学として研究戦略にリンクした知的財産戦略を構築することが重要になる。</p>
AH	<p>特許の不実施補償、利益相反問題等解決すべき問題も多い。今のところ特許出願を奨励してはいるが、今後はその質の問題や維持等に目利きが必要とされる。</p> <p>また共同研究における機密保持の問題も大きい。弁理士が介入した国による補助制度も大いに推進して欲しい。</p>

AI	<p>大学が職務発明として知財権利を承継することにより、知財に関する事務量は確実に増加している。文部科学省の知的財産整備事業に採択されていない大学での負担は非常に厳しい状態である。国の施策として、知的財産取得を推進するなら、公平で、継続性のある支援が望まれる。</p>
AJ	<p>現在、「技術移転によるライセンス収入」を大学保有の特許による収益としている。しかし、特許を保有する理由は、「技術移転によるライセンス収入」だけではなく「特許を契機として共同研究を促進すること」にもある。</p> <p>特許保有に対する正確な評価を行うために、大学保有の特許による収益を、「技術移転によるライセンス収入」に「特許を契機として結びついた共同研究の契約額の一定割合」を加算したものとすることが望ましいと考える。</p>
AK	<p>大学経営の立場から見た知財問題としては、第一に、特許出願等経費や人件費等に膨大な経費を費やす点です。現在は、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」経費や、JSTの「外国出願支援制度」経費により補填が行われていますが、引き続き補填が必要と考えます。当然、大学内の知財システムの高効率化を引き続き検討していく予定であります。</p> <p>また、外国との知的財産実施にかかる契約締結により、知財訴訟等に巻き込まれるリスクが発生するため、本学においてもその回避に向けて対策を検討中ですが、JST等が中心となって、全国の大学にかかる外国企業等とのライセンス業務全般を専門的に取り扱うような方策について検討すること、同時にTL0との技術移転に関する綿密な協働関係を構築し、特許実施における訴訟関係等のリスクを回避することを検討しています。</p>
AL	<p>大学での知的財産関連事業において、経営の立場から問題となるのはその「不採算性」である。知的財産を保持していても自己実施できない大学の性質上、収支を均衡させることすら困難であろう。その反面、「知的財産立国」の名の下、大学にも相応の貢献が求められていることから、特許出願・維持費用の支援制度は大学にとってなくてはならないものとなっており、一層の整備・拡充を期待したい。</p> <p>なお、科学技術振興機構「特許出願支援制度」はこのような制度の代表例であるが、申請件数の増加に伴い、採択率が低下するとともに、当初存在していた明細書改善等の指導も廃止された模様であ</p>

	<p>る。知的財産の戦略的な運用を各大学に根付かせるためにも、こういった方策は有用であることから、スタッフの増員等により、制度整備がなされることを希望する。</p>
AM	<p>大学が外部資金などの獲得を通じて、自主独立可能な経営基盤をつくりあげることが求められている現在、異業種との連携を模索して進められる知的財産推進は必要不可欠な路線である。しかし一般的に我が国においては、この知的財産を通じた事業連携が自然科学分野を中心に推進される場合が多い。新しい時代の我が国の国際展開を考えるならば、本学に蓄積された世界の言語や文化に関する知見も十分に知的財産と見なしうるし、そうした認識が日本社会に普及しなければ、人文系単科大学の財源確保を可能にするような経営も不可能に思われる。</p>
AN	<p>知的財産推進計画 2006 の中で「知的財産関連費用を支援・確保する」と明記されており、各種支援策が検討されているところですが、知的財産の維持・管理に要する経費は国立大学にとっては少なからず相当の負担となっている。については、更に充実した支援策の検討をお願いしたい。</p> <p>また、特許法第73条から派生する様々な問題（不実施補償問題等）は、その運用において解決していくことは、非常に困難な状況にある。については、今後ますます活発になることが予想される産学官連携を円滑に進めるため、また、知的創造サイクルを可能とするため、その抜本的な改正を視野に入れた検討をお願いしたい。</p>
AO	<p>特許による収入は不安定要素（知財等）であり、これを大学の経営の基盤とするには困難である。</p>
AQ	<p>【特許・論文情報統合検索システムの整備】</p> <p>多くの国立大学は、法人化後に特許の出願件数が急増したものの特許料収入には結びついていないのが現状であり、大学経営にとっては、知的財産活動を推進する中での大きな課題の一つである。即ち、早急に大きな特許料を見込むことは困難な状況にあるため、特許出願費用等の削減を図る施策が必要である。</p> <p>従来から特許庁が提唱しているとおおり、無駄な出願を防止する（＝無駄な費用発生を防止する）ために、研究開発に伴う特許情報の活用は必須な状況である。しかし、インターネット上で（例えば、Scirus 等の）特許情報と学術論文情報を統合した検索システムが極一部存在するだけである。従って、大学においても特許情報とそれに関連した学術論文を含む技術情報を研究者等が簡単に検索でき</p>

	<p>る環境整備を期待する声が多く聞かれる。</p> <p>以上の状況を考慮して、「知的財産推進計画2006」では、特許情報と学術論文等との同時検索システム化は取り組むべき施策で特に重要であるとの認識に立ち、2006年度中に大学等における運用を開始するとともに、2007年度の早い時期に「特許・論文情報統合検索システム」を整備することが重点施策として打ち出している。しかし、現時点でも具体的にどのようなシステム構築を考えているのかが正式に公表されていない。抜本的な当該システムを構築することも視野に入れた構想の提示とその構想に対する大学等から意見の還流ステップを踏むようお願いしたい。</p>
AR	<p>法人化後の大学において、知的財産に関わる企業等、外部との契約は、従来の文部科学省のもとでの国の立場からではなく、対等な一法人の立場で交渉が展開されることとなった。このため、契約業務が従来とは質的に異なる様相を呈している。この面で専門性の高い職員の育成・配置が必要である。</p>
AS	<p>1. 現状のJ I C S T等の論文検索システムと同等以上の検索機能とレスポンスが実装された「特許・研究情報統合検索システム」の稼働は一刻も早く望まれる。これらを、自ら生産活動を行わない大学キャンパス内に限って比較的低い料金体系のもとで活用できるようになれば、教員の研究が知財を意識して展開されるようになるのみならず、研究業務を担う学生が知財・研究情報の検索スキルを獲得できることから、産業界における研究企画業務の実務能力養成にも役立つ。</p> <p>さらに、こういった情報にアクセスする手段の乏しい、地域中小企業にとって、「大学こそが研究開発情報の源泉」として機能すると期待されることから、これまでも裾野拡大を期待されてきた中小企業との産学連携研究が、さらに進展するための誘引になるであろう。</p> <p>なお、これらのシステム整備には長期にわたる膨大な予算裏付けが必要であり、国家的支援により逐次整備が進行することを強く期待している。</p> <p>2. 知財をからめた教員評価には、各大学の個性があらわれるだろう。研究、知財、教育、産学連携のウェイトが各大学で様々に分布することは、人材流動性を高める観点からは好ましいことではないだろうか。すなわち、自らの考え方に馴染むか否かを、各大学の評価基準によって判断できるようになり、結果的に勤務する</p>

	<p>大学を選択することが可能になると考える。</p> <p>このような教員評価基準は、必ず学外に公表される必要がある。そして、これらの基本データは、例えば文部科学省で一元的に公表することは、教員処遇の透明性確保にも大いに資すると考える。</p> <p>3. 大学発の知財流通を担うTLOの会員企業は、一般にその大学が立地する地元が大半を占める。しかし、大学の研究領域が地域産業を必ずしも反映していないことから、大学の得意領域から発生する知財は必ずしも地元で活用していただける企業を見出せない場合が多い。このことから、例えば全国の国立大学法人で知財流通のためのゆるやかな結合組織としての「連合TLO」を設置し、各大学最寄のTLOは各地域の窓口として機能すれば、より広範な知財流通活用の途が開けると考える。</p>
AT	<p>1. 大学経営の観点から、産学連携による知財の活用は、外部資金を得るための大きな手段となりえるゆえ、この計画を推進するのは異論がない。しかし、推進のためには、権利化までの知財費用と活用のアンバランス(知財収入の低さ)があるゆえ、出願、審査費用など、財政的な支援策が必要である。</p> <p>2. 知的財産に係わる若手人材の育成は、知財業務の承継の意味で重要であるが、現実的には、財政の問題もあり、なかなか人事配置が出来ない。各大学とも非常勤でしのいでいるのが現状と考えられる。知財立国を目指すのであればきめの細かい支援策が必要ではないか。</p>
AU	<p>大学の特許出願支援等について制度の整備と利用促進について、知的財産推進計画の方向は非常に重要である。</p> <p>しかしながら、活動予算の確保、特許侵害等の対応等、大学を挙げて、取り組んで行かなければならない課題も多い。</p>
AV	<p>推進計画で盛り込まれた諸施策を実行した結果、得られた具体的な成果を国が責任をもって情報発信するべきである。特に渉外対応マニュアル・法務訟務リスク管理マニュアルなどを作成し、公表すべきと思われる。</p> <p>知財の権利化・活用を推進するためには、それらに関する専門知識をもった人材(弁理士、産学連携コーディネーターなど)の配置が不可欠である。知財推進の重要性を考えると、大学知財本部整備事業等に採択されていない大学でも、それなりの実績を上げている大学には、必要な人材配置ができる支援を行うべきである。</p>

	<p>発明の量より質を求める場合、大学においては、例えば発明をクロスライセンスに供することができないので、発明の客観評価が難しい。そのため発明の質を的確に評価できる目利き人材が必要であるにもかかわらず、財政面で限界がある。目利きに関わる国の支援（何らかの人材配置）が、必要不可欠である。</p>
AW	<p>大学の基本は学生教育にあるので、知財戦略や産官学の推進はいわば副業である。副業の量や数でランキングされたり、知財事業の認定を受ける受けないが評価の対象にされたりするのはどうかと思う。高等教育機関のあるべき姿を見失わないようにしていただきたい。</p>
AY	<p>1. 共同研究における大学側の研究者に対する人件費を積算根拠として計上できるようにすべきである。</p> <p>すなわち、個人の所得にすることは給与の二重取りになり不適であるが、自己の組織の職員を労務提供している以上、企業から徴取し、大学の収入とすべきである。</p> <p>2. 大学の特許料減免措置を継続して欲しい。</p> <p>3. 国のプロジェクトによる委託研究等における特許費用の直接経費計上と、本予算を用いた機関帰属特許の出願と維持に必要な経費に係る予算措置をお願いしたい。</p>
AZ	<p>長期的には、大学の知的財産活動経費を収入で賄う体制を作らなければならないと考えている。その為には、経費を抑え、収入を増やす努力が必要であるが、経費抑制には、特許料減免措置が非常に有効である。平成19年度4月以降に現行の減免措置が大幅に縮減される予定であるが（特許1件あたりの減免額が、現在百数十万円のところを約十万円に縮減）、これを何とかしてもらわないと、多くの大学で特許出願件数を減らして、経費を抑制する縮小均衡をとらざるを得ないだろう。ぜひ、特許料全額免除措置の延長を検討して頂きたい。</p>
BA	<p>知的財産をめぐる法律上の問題、とりわけ権利侵害に対しては、訴訟を通じた解決によらざるをえないケースも増えてくると懸念される。かかる事態に対して、大学に設置された知的財産部門のみでは、十分な対応をとることは容易ではない。その一方、地域によって異なるものの、知的財産に係る法律問題に精通した弁護士（弁理士兼務の者を含む）の数にはばらつきがあり、こうした専門家へのアクセスの機会も十分に保障されているとはいえない。迅速かつ的確な事案解決が、今後、大学にとって単独で行うことが可能かど</p>

	うか、不安がある。
BB	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知財関連予算に関する助成金や競争資金の枠を拡大する。 2. 大学における知財人材を確保できるように、公的機関から大学への知財に関する受託研究員の枠を増やす。 3. ライセンス収入を得やすいように、(特に中小)企業への啓発を進める。
BC	<p>知財の出願、維持、管理に要する費用は、当大学においては、間接経費を充当しているが、今後とも、出願経費が嵩む海外への出願等については、国際展開・国益重視の観点から、JST等による支援を一層お願いしたい。</p> <p>また、知的財産推進計画全体については、特に意見を申すことはないが、「IV. 知的財産を活用して地域を振興する (3) 地域振興を担う人材を育成する」において述べている中でも、特に知財を活用する当事者である地域の中小企業の経営者を対象に知財の活用に関する教育や研修を重点的に進めることが知的創造サイクルを早く回し、大学と企業が共に経営的にも良好な関係を築く見地から肝要であると考えられる。</p>
BD	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 16 年 4 月に国立大学から国立大学法人に移行した。大学経営の面から、効率化係数及び平成 18 年度から 5 年間で 5% の人件費削減を指示され、さらに少子化による学生数減少など、取り巻く環境は極めて厳しいと考えている。 2. 一方で、大学法人は、研究成果を社会に還元することをそれぞれの大学の中期目標・計画において、着実に実施していくことを掲げている。 3. 従来、知的財産管理や知財を社会へ還元していく方策として、大学が機関帰属として特許を取得し、特許実施許諾を介して、企業等へ売り、ロイヤリティーを確保するなどについて、全く経験したことはなかった。 4. 上記のことは、法人化後、国の種々の施策に基づき(知的財産整備やTLO整備事業など)、やっと軌道に乗り始めたところである。従って、施策における評価(場合によっては廃止などやむを得ないと考えている)は当然のことであるが、5年間の時限立法的な措置ではなく、継続的な事業として考慮するように強く要請する。
BE	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学知的財産を活かすことにより、研究資金の獲得、研究環境の整備及び研究意欲の向上を図ることが重要と考える。

	<p>2. そのためにも、研究者の業績評価に、特許による社会貢献を的確に反映することが重要と考える。</p> <p>3. 文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」の実施機関でない大学においても、学長裁量経費等大学独自の資金と特許庁等の支援（知的財産管理 AD 等）により、着実に知的財産管理体制構築の途上にあることを評価すべきである。</p> <p>4. 上記の諸点を次の知的財産推進計画に盛り込んでいただくことを希望する。</p>
BG	<p>大学共同利用機関知的財産本部整備事業により、4 研究機構が連携して整備事業を進めており、この方針に基づき活動している。</p>
BH	<p>1. 知的財産関連事業において人材確保のための確実な予算の確保が必要。</p> <p>2. 研究開発活動の高度化に対応した、知的人材マネジメントを、それを支える、知的基盤（生物遺伝資源等の研究材料。関連するデータベース等）について、長期的な視点に立つ、知的マネジメント体制が必要である。</p> <p>3. 基礎研究のイノベーションへの貢献の適切な評価体制の構築が必要。</p> <p>（目先のイノベーションを重視してしまう風潮ができてしまうと、応用、実用研究が重視され、基礎研究が衰退してしまう。基礎研究の適正な評価体制を求む。）</p>

5 その他（国大協として取り組むべき課題、総括的なご意見等）

機関名	意見
A	<p>研究者の流動性はますます高まる。研究者の異動に伴う知的財産の扱いを、国大協としてルール化しておくことが必要と考える。個別での対応は難しく、また、労力の割には効果が少ないと思われるので。</p> <p>また、利益相反等、社会的なコンセンサスが必要な項目については、個々の大学の対応ではなかなか妥当な線を出すことが難しい。国大協としてのガイドラインが有効と考える。</p>
B	<p>人文社会系の大学では、研究分野の特性上、特許権や意匠権等の産業財産権の創出が難しい状況にある。大学等を一律に特許等の件数等によって評価するのではなく、人文社会系大学の知的財産を巡る実情を考慮していただいた上で、大学等の評価基準・方法を構築願いたい。</p>
C	<p>それぞれの大学の規模に合わせた、目標値を設定する必要があると感じる。拡大・拡充に視点を置くことが評価の対象とならないよう、配慮頂きたい。</p> <p>また、様々な場面で問題になる学生の取扱いについては、国大協で統一見解を示し、学生の研究活動や就職活動に不利益・不平等がないような運用を心がける必要があると考える。</p>
D	<p>学生の知財の取り扱いに関し、特に以下の点について差し迫った問題意識を持っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の発明、学生が連名の発明に対する産業技術力強化法適用の除外 ・ 学生の発明を職務発明に準ずる扱いとする根拠 ・ 機密保持の義務と学生の権利との相反
E	<p>大規模大学、首都圏に在る大学は知財運営においても、様々な面で有利である。裾野を拡げ、全国一体となって知財戦略を進めていくのであれば、例えば地方大学の知財活用について、一手に引き受ける技術移転組織の立ち上げを提言する等、願いたい。</p>
F	<p>リエゾン部門が一生懸命獲得してきた共同研究等の外部資金があったとしても、間接経費を次のこのようなリエゾン活用や知財創出経費に使えない状況の大学は非常に多く、担当箇所では苦慮している。各大学のルールに委ねている事項ではあるが、国大協としてこのような各大学の産学連携部門が共通で抱える課題点を解決す</p>

	べく支援していただきたい。
G	<p>1. 各種競争的資金の事務処理の統一</p> <p>各省庁からの競争的研究資金は多種多様であり、事務処理が煩雑になっています。各省庁や政策課題毎の特殊な事項については、例外的取扱いを定めるなどして、標準様式との差異が分かるようにすることで、円滑、かつ迅速に事務処理を行うことができ、委託側と受託側の事務処理上の誤解等も防ぐことができると思います。競争的研究資金の事務処理の標準化・統一化を検討して頂きたいと思います。</p> <p>2. 国際的な展開、地域への展開、中小、ベンチャー企業の支援について</p> <p>1) 日本の企業が欧米などの大学に投資している額が、日本国債の10倍といわれています。また、欧米企業が日本の大学に投資している額は、日本企業の1割にも満たない状況にあります。これらの改善策には、日本の大学のプレゼンスを高め、研究マネジメント体制の強化と、国際産学連携体制の整備が急務であり、そのための国の支援が不可欠であります。</p> <p>2) 中小・ベンチャー企業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業のイノベーション支援の場合、スタッフが不十分なために膨大な書類作成が壁になります。書類の中身を見直して減らすか、専門のスタッフにより手取り足取りのサポートをする体制が望まれます。 ・ ベンチャー企業支援策として、ビジネスマッチングの機会も多くなってきています。中央での機会が多いのは仕方ありませんが、地方での開催の機会（資金的・人的支援）を多くして頂きたいと思います。 <p>3. 特許・論文情報統合検索システム</p> <p>平易且つ安価な検索システムができることは、ユーザーの立場としてはありがたいことではありますが、海外からも容易にアクセスできることになり、海外で権利化できない発明や知識が国内から流出することになり、国益を害することにならないか、議論を進めていただきたいと思います。</p> <p>4. 調査、アンケートについて</p> <p>現在、各省庁や各省庁から委託を受けた機関から、産学連携や知的財産に関する調査が、頻繁に、重複して届いており、通常業務の妨げとなっています。質問項目は同様でも質問方法が異なる</p>

	<p>など、一から調べ直さなければならぬことも少なくありません。例えば、暦年と会計年度、研究分野名称の不統一、出願件数やライセンス件数の数え方の不統一、等があります。それぞれの質問方法により結果も異なり、違った結論になる可能性もあります。つきましては、各省庁間で連携・共同して調査を行い、一次データを共有することを検討して頂きたいと思っております。</p>
H	<p>大学の意見を集約整理して関係官庁等に強力に要望して欲しい。</p>
J	<p>国大協は知財によって大学の資産を増やすことを考えているのか。そのようなことが短期間で可能なのは極めて限られた大学のみである。科学技術の推進と知財の推進は同じものではない。大学の本務は教育と研究によって科学技術を推進することである。その一つの方法として、知財の推進をしている。</p> <p>法人化後の国立大学は社会貢献と研究活性化の一環として産学官連携を推進してきた。しかしながら知的財産本部等の整備や専門家の充実には相当の資力を必要とし、結果として国立大学法人の規模や財政力によって産学官連携の質・量に大きな差ができてきている。その意味でも、極度の競争的環境は国全体としての知財創造にむしろマイナスではないか。そこで以下の提案をしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性格的に競争的になりがちな産学官連携活動において、個々の大学の自主性・利益を尊重しつつ、大学間の連携・協力を推進するしくみを作る。 2. 大学の産学官連携活動に固有の課題については、各大学が協力して調査研究を行い、ガイドライン等を整備する。 <p>課題の例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産官学連携における学生の秘密保持の問題 ・大学の産官学連携と教育活動との間の利益相反問題 ・研究活動における科学技術情報、資料の公開性と知的所有権との相反 <p>(大学における知の創出は、他の研究情報や資料等を自由に利用できることを前提にしてきたが、知的所有権等によって著しい制限がかかることの問題)</p>
K	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同研究等における学生（大学が雇用している学生は除く。）による発明の権利の帰属や守秘義務に関する基準を国として提言してほしい。 2. 大学にとって知的財産権とは何か、それは大学の教育・研究活動の中で、どのように位置づけられ、対処されるべきものである

	<p>かについて、これまで十分に議論されないまま、大学は国のプロ・パテント政策の中で翻弄されてきた感がある。例えば、国立大学が法人化した平成 16 年 4 月以降においては、大学の潜在的な知的財産権を確保するために、学生の論文発表が抑えられるという事態が起こることさえ危惧されている。しかし、このようなことは、大学の本来的使命を考えると本末転倒ではないかという議論もある。現在の大学を取巻く状況では、知的財産権重視の声しか聞こえてこないのが、大学本来の使命と知的財産権の保護・活用との関連について、国大協としても議論を行い、政府のプロ・パテント政策とのバランスを取る必要があると思われる。</p>
L	<p>「知的財産推進計画 2006」に記載されている事項に取り組むための必要経費の支援等を関係方面に働きかけるよう貴会からもお願いしたい。</p>
M	<p>大学が保有する知的財産権の市場評価、関連技術評価、技術移転等において、創出した大学が単独でそれらを行うより、国大協による共同組織を結成して広域的・専門的に対応できれば、人的リソースや経費の面でより効率的な運営が可能になるのではないか。</p>
N	<p>大学等における知的財産の創造を推進する。</p> <p>我が国の大学では最先端科学技術シミュレーションが研究成果として十分活用されていないのが現状である。これは、数多くの優れたソフトウェアが大学内に存在するにもかかわらず、資金的な問題や当該ソフトウェアを産業界まで使用できるレベルにまで完成度を高めるしくみが確立されていないことが原因である。</p> <p>米国等では、継続的に国費を提供するなど、こうしたソフトウェアの開発・実用化に積極的に取り組んでおり、国際競争力等の観点から、我が国においてもかかる取り組みを推進していく必要がある。</p> <p>今後、政府等において国費を投入し、優秀なソフトを掘り起こし、それらを移転・流通させる我が国独自のしくみの構築について、ぜひ検討をお願いしたい。</p>
P	<p>知の時代は人材の時代であり、知的財産人材・産官学連携人材の育成は大変重要である。人材を育成することでモチベーションが高まり、組織の実績も向上する。</p> <p>そこで、項目 2 で提案したキャリアパスによる人材育成は、効果的な人材育成を可能ならしめるものであり、是非とも国大協としても取り組んで頂きたい。</p>

Q	<p>1. 利益創造の国策として、50年と言う長きにわたり企業ブランド、ローカルブランドの育成と顕彰に関わってきた、日本産業デザイン振興会等の実績を計画に活用すべきである。</p> <p>2. 各学会の会長連座による知の横断的集結による戦略会議が必要と思われる。</p> <p>3. 科学研究費や各種補助金など、我が国の研究活動に対する財政支援は、科学系、理工系に偏重している。真に文化立国を目指すのであれば、人文科学系や芸術系の活動に適した助成制度を科研費とは別枠で創設する必要がある。例えば、文化庁の芸術振興助成制度を援用、拡大して、大学等教育機関の研究教育活動に適用しやすくするなどの方法も考えられる。</p>
R	<p>これまで知的財産の創造及び活用に主眼をおいてきた「知的財産推進計画」であるが、それに必然的に伴う人的・財政的コストの増加、訴訟リスクの増大などについて、言及されることが少ない。これらへの対応のためにも、国による支援策の拡充、継続が引き続き必要である。</p>
S	<p>大学の教員等が創出した知的財産の特許化、市場評価、技術移転等については、国大協主導による法人等の組織で一括管理できれば国立大学の運営上効率的で専門的知識を持つ職員の定員化の困難な大学に対しては有効だと考えられる。</p>
T	<p>1-1に記載した「産学官連携に積極的な研究者を支援する学内体制を構築」に関して、国大協としても検討していただきたい。</p>
U	<p>1～4に掲記した事項に関する関係省庁等への働きかけをお願いしたい。</p> <p>また、大学間における知的財産の使用・譲渡や、複数の大学や試験研究機関の研究者が携わる共同研究に関し、大学や試験研究機関の間で標準的に使用できる契約書のモデルや不実施補償への対処に係るガイドライン等を策定していただきたい。</p> <p>あわせて、大学の規模や地域の特性によって知財活用サイクルが予算的に困難な大学やTLOへの継続的な助成事業も検討していただきたい。</p>
W	<p>大学職員が一般に発明に不慣れであることを鑑みて、学内審査の流れの中で再チャレンジを積極的に奨励し支援する段階・人材を措置する必要があるのではないか。</p>
X	<p>1. 地域における知的財産や産学連携等に関する専門人材には、限りがあることから、人材育成の観点と、人材誘致の観点の両面か</p>

	<p>ら拡充することを考えなければならない。</p> <p>大学単体としての努力には限りがあることから、現状では、地方公共団体等との連携によるブレイクスルーを目指してはいるものの、地方の行政の考え方一つで、その効果が明白に分かれています。</p> <p>大学が地方公共団体をリード出来る環境作りが今後の課題であると考えている。</p> <p>2. 「地方財政再建促進特別措置法」に関わる地方公共団体からの寄付行為への障害について、多少緩和されたものの実効性が必ずしも十分ではなく、一層の緩和について強く働きかけることをお願いしたい。</p>
Y	<p>知財本部、TLO の活動支援を中途半端に終わらせることなく、長期的な観点から、継続した支援を国に要請して欲しい。</p>
Z	<p>近年、特に知的財産推進本部などでもみられるように、専門的かつ重要な職務を担う非常勤職員のポスト（いわゆるコーディネーターやレジストラー）が増えてきており、大学承継職員の定数以外には退職金を用意できないなど、今後の大学職員の雇用制度の在り方が課題となりつつあると考えられる。</p> <p>また、これら非常勤職員は大学知的財産本部整備事業経費を財源として雇用された者も多く、当該事業経費が措置されなくなった瞬間に雇用も不可能となることも予測される。</p> <p>日本全体として、正職員が少なくなりつつあり、パート雇用、人材派遣制度などが多用されていることにもつながっており、産学連携に携わる大学教職員のキャリアパスについて真剣に考える時期に来ているのではないかと考える。</p>
AA	<p>民間企業等への権利譲渡に限らず、研究者の流動性にかんがみ、機関帰属の権利について、研究者の異動に配慮したルールの指針を作成いただけるとありがたい。</p>
AB	<p>法人化後3年目であるが、まだ立上がりの時期であり、国立大学協会としてのサポートをよろしくお願いしたい。</p>
AC	<p>1. 国大協の構成員の持つ知的財産管理のスキーム・ノウハウを水平展開する構想を検討して頂きたい。</p> <p>2. 学生を含む利益相反ポリシーの明確化、不実施補償に関するガイドラインの策定。</p>
AD	<p>国立大学における知的財産マネジメント体制の現状は甚だ脆弱であり、国の大学知的財産本部整備事業の継続若しくはそれに代わ</p>

	<p>る後継事業の実施を国大協は国に対し強く要望すべきである。</p> <p>また、各国立大学に対しては、知的財産専門人材の継続的な育成、知的財産教育の重要性、大学トップの意識改革等の必要性を、啓発していくべきである。</p>
AE	<p>中国で実施されているような大学等の機関が直接発明品を売ることができれば、直接的収入が確保され、知財活動のギアアップができる。このような可能性を模索することがひとつの取り組むべき課題であろうと考える。</p>
AF	<p>1. 大学における知的財産活動に対し、文科省、経産省の夫々から支援があるが、効率的に活動を展開するためには、例えば知的財産活動の国際化に当たり、外為法等への対応についてより緊密な連携をした施策を期待する。</p> <p>2. 国立大学法人において知的財産活動をする上で、最も障害になっているのは、教員が組織活動への認識・理解度が低く、その対応力の欠如である。大学のトップが、より一層のリーダーシップを発揮するようにご指導をお願いしたい。</p>
AH	<p>最大の標的である特許権により利益が生じるには時間と忍耐が必要と思われる。長い目を見て、保護や補助が必要と考えますので、よろしく配慮願いたい。</p>
AJ	<p>大学の保有する特許が増大しているが、複数の特許を組み合わせることで特許を強固なものにすることができる。大学間でのパテントプールについて国大協で検討していただきたい。</p>
AK	<p>長期的視点に立った、産学官連携・知財、および海外連携に対する支援事業を行っていただく事を希望します。</p> <p>特に外国との知的財産実施にかかる契約締結により、知財訴訟等に巻き込まれるリスクが発生するため、本学においてもその回避に向けて対策を検討中ですが、個々の大学が独自に対応を図るには種々の困難が予想されるため、JST等が中心となって、全国の大学にかかる外国企業等とのライセンス業務全般を専門的に取り扱うような方策について検討すること、同時にTLOとの技術移転に関する綿密な協働関係を構築し、特許実施における訴訟関係等のリスクを回避することを検討しています。</p>
AL	<p>法人化前まで文科省の雛形に基づき(半ば強制的に)共有特許権者に国立大学が求めてきた、いわゆる「不実施補償」に対し、法人化を契機に支払いを拒絶する民間企業が増加しており、共同研究契約の円満な締結が阻害されている現状がある。</p>

	<p>企業側の支払拒絶の拠り所となっているのは、「共有特許権者は、他の共有者の同意を得ないで、その特許発明を自由に実施することができる」とする特許法73条第2項の存在である。</p> <p>投下した資本が些かでも回収される道を開くためにも、国大協として、当該条項の見直し要請も視野に入れた統一的な見解をとりまとめ、関係各方面に対して組織的な働きかけを行うべきであると考ええる。</p>
AO	<p>大規模大学に焦点の合った施策であり、小規模大学が推進できるあり方も必要である。</p> <p>大学における知財政策を行なうためには、「ヒト・モノ・カネ」のさらなる支援が必要になると思われる。</p>
AP	<p>国立大学にとって、知的財産活動、産学連携活動が重要であることを、関係機関に訴え、法制度、予算、補助金等について、格別のご配慮がいただけるようお願いしたい。</p>
AQ	<p>【国際化に対応した産学連携について】</p> <p>国際化に対応した人材の育成に関連して、大学は研究についての国際的な枠組みの中で、産学・学学を通じて関連な連携が図られている。しかし、知的財産に関しては、大学での国際的な枠組みでの産学連携・学学連携はそれほど関連ではない。</p> <p>そのような状況下で、大学の知的財産本部等が海外研修等を通じて国際的に通用する知財専門人材の育成・確保に努めることに賛同する。</p> <p>その具体的な取組方法の一つとして、日本の大手中堅企業のほとんどが会員となっている「日本知的財産協会」との業務連携を考えてみたらどうか。「日本知的財産協会」に所属する大手企業の大半が知的財産に係わる主要国に駐在員を置き、現地特許庁や特許事務所等との連携で培ったノウハウや人的ネットワークが構築されている。その活用を図ることが大学における知財専門人材を確実に実現させることができると判断するため、国大協として「日本知的財産協会」との業務連携の可否について検討をお願いしたい。</p>
AS	<p>1. 日本国内出願の9割がインターネット経由で特許電子図書館（IPDL）によって海外からでも無料で情報入手可能な現状は、技術開発投資を無償で他国へ還元しているとも言えるため、個人的に憂慮している。</p> <p>この対策として、世界標準化、出願の厳選、審査請求後の権利化率（＝特許件数／出願件数）向上は喫緊の課題である。権利化</p>

	<p>率は目標30%と言わず、少なくとも欧米レベルの50%を当初から目指してもよいのではないか（現状10%）。</p> <p>2. 上記に加えて、特許出願後、公開特許化したままでたな晒して、審査請求期間内に手続きをしなかった案件については、ペナルティーを課すべきである。少なくとも、自発的取り下げによって技術内容が公開されなければ、暗黙の情報流出を防ぐことが可能になると考える。</p> <p>3. 「先使用权」の明瞭な確保はビジネス面でも重要である。特に大学では、ラボノート活用の活用が叫ばれて数年になるが、活用が定着している研究室はマレである。先使用权の日付確定に対するラボノート活用の重要性も含めて、「すでに行われていた事実」の証明環境整備と啓蒙は、国益の観点から個々の大学の上位レベルで統括して積極的に行われるべきである。</p> <p>4. 業として行われる大学の研究に、他者の知的財産を試験的に利用することにも権利侵害の恐れが指摘される現在、自らの研究業務と他者の知的財産権の境界があいまいであることが、将来の課題を生むように感じる。知的財産管理の観点から、大学だけが特殊な環境（たとえば、学だから許される、と言った甘え）にあるのではなく、公証人役場のスタンプ日付活用やラボノートの利用による発明創出日付の確保を含めて、公正な競争環境にあることの啓蒙や、類似する技術に関する迅速な侵害判定作業も慎重に整備されるべきではないだろうか。</p>
AT	<p>知的財産立国へ向けて、知的財産推進計画の遂行は、重要であるが、実質的な推進に当たっては、かなりの障害があるように思われる。特に、人材育成は、大きな要であり、人の育成なしには考えられないが、なかなか、知的財産に係わる人材を効率的に配置するのが難しい状況ではないかと思われる。国際的に活躍出来る産学官連携に携わる人員の必要性も十分に理解できるが、かなり工夫が必要である。どのように配置し育成していくのか、大きな課題であり、国からの財政的な支援を含めた対応が望まれる。</p>
AU	<p>院生（学生）の扱いを、統一的に行う必要があるのではないか。例えば、あるFunding Agencyの下で、各大学が実施する場合、大学により取扱いが異なるのは好ましくない。</p>
AV	<p>知財管理実務を担当する教員が、知財分野を専門とする研究者として認められるためには、政府指定の各種統計調査においても、知財分野が統計調査の選択肢として準備されている必要がある。まず</p>

	<p>はこうしたことからでも、大学において知財分野で働く教員の認知度を向上させるとともに、彼らのキャリアパスの構築を支援すべきである。</p>
AW	<p>大学の特性、規模、地域格差を踏まえつつ、地方大学における知財推進のための共通課題、大学特有の個別課題を総括していただき、個々の支援方策・連携方策を検討いただきたい。</p>
AZ	<p>大学の産学連携が国際化を進めるうえで、外国企業との金銭の授受、技術保証、特許保証等に関して、日本の大学が認識していない種々の問題が内在していることが懸念される。諸外国の法律、税制度を踏まえた各種契約の英文雛形の作成も必要である。国大協として、調査研究して頂ければ有り難い。</p>
BA	<p>たとえば、知的財産の証券化（具体的には証券を取引銀行へ預託し、資金を調達する等）が、国立大学法人に可能かどうか、法人法の範囲内で行うことが許される事業エリアの指針があれば、知的財産の活用の選択肢も広がると思われる。</p>
BB	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同研究先企業とのいわゆる不実施補償の問題。 2. 学生の守秘に関する問題と、企業への啓発（就職活動時の守秘義務等）。 3. 国立大学法人の知的財産本部における技術移転スキルの向上。
BC	<p>共同研究・受託研究契約、M T A等に関し国際的な締結の必要性が増えている。諸外国の法律事情に詳しくかつ契約業務のできる人材又は組織を必要としている。</p> <p>共同研究・受託研究契約、M T A等の締結後の実行経過、終了後の管理やフォローのできる人材又は組織を必要としている。</p>
BD	<p>産学官連携に関連するシンポジウムや全国国立大学法人地域共同研究センター等会議において、知的財産整備やT L O事業について、何らかの継続方策を模索する意見が多数を占めている。従って、国大協として、文部科学省ほか経済産業省に対して、上記事業の継続を強く要請するなどお願いしたい。</p>
BE	<p>民間企業においては、1,000社に及ぶ会社の知的財産部門の関係者が「日本知的財産協会」を組織し、情報交換・課題の検討・研修・行政立法に対する提言等を行い成果をあげている。国大協としてもこれに対抗できる形を検討しては如何か。</p>
BG	<p>大学共同利用機関知的財産本部整備事業により、4研究機構が連携して整備事業を進めており、この方針に基づき活動している。</p>
BH	<p>ポスドク一万人計画のあと、多くの行き先が不安な人材が増えて</p>

	しまった。同じ過ちを繰り返さないためにもキャリアプランの出口まで考えた、専門的人材育成計画を考えていただきたい。
--	--

注) 37頁からの「2-3 資料(2) 意見照会回答」中に出てくる、「重点編」・「本編」とは、「知的財産推進計画2006」の「重点編」・「本編」を指す。

教育・研究委員会 研究小委員会

委員長	岩崎 洋一	筑波大学長
委員	鈴木 直義	帯広畜産大学長
//	菊池 龍三郎	茨城大学長
//	飯田 嘉宏	横浜国立大学長
//	寺尾 俊彦	浜松医科大学長
//	柳澤 保徳	奈良教育大学長
//	一井 眞比古	香川大学長
//	住吉 昭信	宮崎大学長
専門委員	小林 信一	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
//	三木 千壽	東京工業大学理事・副学長
//	寺川 進	浜松医科大学副学長
//	遠藤 修一	滋賀大学教育学部教授
//	中垣 通彦	九州工業大学理事・副学長

平成19年4月発行

社団法人国立大学協会 教育・研究委員会研究小委員会 報告書
「知的財産推進計画2006」に関する意見と要望

編 集 社団法人国立大学協会 教育・研究委員会 研究小委員会

発 行 社団法人国立大学協会 事務局

U R L http://kaiin.janu.jp/kdkhtml/notice/file.php?file_postfix=59.pdf
(国大協会員用HPに掲載)

©Copyright2007 JANU All Rights Reserved

(無断複写・転載を禁じます)



社団法人 国立大学協会

The Japan Association of National Universities